

第 1（第 3 章第 3 節関係）

雨 量 の 観 測 箇 所

観測所	所在地	設置場所	緯度	経度	標高	既往最大日雨量		観測開始 年月日	種類
						日雨量	起因		
水沢	奥州市水沢区 東大通り12 - 14	国土交通省 岩手河川国道事務所 水沢出張所	39° 08' 15"	141° 09' 03"	50.0m	158.0mm	平成13年 8月1日	昭和45年 11月27日	テレメーター
水沢	奥州市水沢区 大手町1 - 2	県南広域振興局 土木部	39° 08' 27"	141° 08' 32"	50.2m	285.0mm	昭和23年 9月16日	不明	テレメーター
水沢 消防署	奥州市水沢区 大鐘町2 - 16	奥州金ヶ崎行政事務 組合消防本部	39° 07'	141° 08'	60.9m	72.5mm	平成6年 9月15日	平成5年 4月1日	自記
江刺	奥州市江刺区田 原字42-7		39° 07' 02"	141° 15' 25"	160.0m	185.0mm	平成2年 11月4日	昭和44年 6月18日	テレメーター
江刺	奥州市江刺区伊 手字角屋136	上伊手地区生活改善 センター	39° 09' 47"	141° 19' 33"	225.0m				テレメーター
江刺	奥州市江刺区梁 川字藤渡戸589	梁川総合運動場	39° 17' 02"	141° 16' 10"	170.0m				テレメーター
江刺	奥州市江刺区愛 宕字八日市69-4	農業研究センター銘 柄米開発研究室跡地	39° 11'	141° 9.7'	42.0m	216mm	平成13年 8月1日	大正15年3 月1日	アメダス
横岳	奥州市胆沢区若 柳字横岳国有林 106林班3小班		39° 08' 05"	140° 48' 04"	670.0m	237.0mm	昭和56年 8月22日	昭和42年 11月16日	テレメーター
石淵	奥州市胆沢区若 柳字尿前4-2	石淵ダム	39° 06' 44"	140° 54' 23"	335.7m	295.0mm	昭和63年 8月28日	昭和24年 5月1日	テレメーター
前川	奥州市胆沢区若 柳字西前川国有 林73林班いの2小 班		39° 02' 50"	140° 51' 21"	445.0m	273.0mm	平成1年 8月27日	昭和43年 11月15日	テレメーター

若柳	奥州市胆沢区若柳字下松原28-1	奥州市消防団第28分団第1部消防屯所	39° 07' 09"	141° 03' 08"	100.0m	150.0mm	平成14年 7月11日	昭和49年 11月1日	アメダス
衣川	奥州市衣川区古戸420	衣川総合支所	39° 02' 12"	141° 04' 15"	102.8m	139.0mm	平成14年 7月11日	昭和51年 6月4日	テレメーター

第 2 （第 3 章第 4 節関係）

水 位 の 観 測 箇 所

水沢区

河川名	観測所名	水位標設置箇所	はん濫 注意水位	通報 水位	既往最大		堤防 天端高	量水標 0点TP高	観測開始 年月日	種類	観測人
					水位	起因					
北上川	桜木橋	桜木橋 上流右岸	2.90m	2.20 m	6.43m	昭和33年 9月18日	-	33.740m	昭和25年 4月10日	テレメーター	国土交通省 岩手河川国道事務所 水沢出張所
北上川	小谷木橋	小谷木橋 上流右岸	3.60m	3.00 m	5.30m	昭和30年 6月26日	-	30.340m	昭和25年 4月10日	電子ロガー	国土交通省 岩手河川国道事務所 水沢出張所
北上川	下姉体	藤橋 上流右岸	3.60m	3.00 m	5.92m	平成14年 7月11日	-	26.000m	昭和31年 7月1日	テレメーター	国土交通省 岩手河川国道事務所 水沢出張所
胆沢川	再巡橋	再巡橋 上流左岸	1.00m	0.50 m	2.15m	昭和23年 9月15日	3.885m	44.698m	昭和8年 1月	普通	県南広域振興局 土木部

江刺区

河川名	観測所名	水位標設置箇所	はん濫 注意水位	通報 水位	既往最大		堤防 天端高	量水標 0点TP高	観測開始 年月日	種類	観測人
					水位	起因					
広瀬川	岩瀬橋		3.00m	2.25 m	4.86m	昭和41年 6月29日			昭和40年 5月1日	テレメーター	岩手県土木整備部 河川課
人首川	中の橋		2.50m	2.00 m	5.50m	昭和56年 4月20日			昭和40年 5月1日	普通	県南広域振興局 土木部

前沢区

河川名	観測所名	水位標設置箇所	はん濫 注意水位	通報 水位	既往最大		堤防 天端高	量水標 0点TP高	観測開始 年月日	種類	観測人
					水位	起因					
北上川	大曲橋	大曲橋 下流右岸	3.00m	2.30 m	7.53m	昭和22年 9月	7.96m	22.500m		テレメータ	国土交通省 岩手河川国道事務所
白鳥川	白鳥橋		2.00m	1.50 m			3.66m				岩手県土木整備部 河川課

胆沢区

河川名	観測所名	水位標設置箇所	はん濫 注意水位	通報 水位	既往最大		堤防 天端高	量水標 0点TP高	観測開始 年月日	種類	観測人
					水位	起因					
胆沢川	石淵				318.18 m	昭和38年 1月2日			昭和29年 6月20日	テレメータ	国土交通省 北上川統合管理事務所
胆沢川	下嵐江				2.33m	平成6年 9月30日		337.000m	昭和29年 7月30日	テレメータ	国土交通省 北上川統合管理事務所
胆沢川	大歩				5.03m	平成6年 9月30日		141.000m	昭和59年 3月10日	テレメータ	国土交通省 北上川統合管理事務所

衣川区

河川名	観測所名	水位標設置箇所	はん濫 注意水位	通報 水位	既往最大		堤防 天端高	量水標 0点TP高	観測開始 年月日	種類	観測人
					水位	起因					
衣川	川西橋	川西橋 下流右岸	3.00m	1.20 m	4.70m	昭和56年 8月23日			昭和40年 5月1日	テレメータ	国土交通省 岩手河川国道事務所

第 3 （第 3 章第 4 節、第 4 章第 1 節関係）

樋門・樋管の管理人

1 市長が委嘱する樋門・樋管の管理人（国・県管理河川）

水沢区

河川名	樋門・樋管の名称	所属	氏名	住所	電話番号	委嘱者
北上川（左岸）	羽田排水樋管	第 8 分団	佐 藤 一 男	水沢区羽田町字小屋敷21	24 - 3668	奥州市
伊手川（右岸）	鍋倉排水樋管					
小田代川（右岸）		第 9 分団 2 部	今 野 次 男	水沢区羽田町字荒田278	24 - 4085	奥州市
天神川（右岸）	北白山排水樋管	第 7 分団第 1 部	及 川 勇 幸	水沢区姉体町字上島49	26 - 3670	奥州市
天神川（左岸）	上島排水樋管		菊 地 栄 一	水沢区姉体町字殿野起161	26 - 3602	

江刺区

河川名	樋門・樋管の名称	所属	氏名	住所	電話番号	委嘱者
人首川	愛宕字金谷		高 橋 一 夫	江刺区愛宕字金谷150	35-1781	奥州市
人首川	川原町		佐 藤 弘	江刺区川原町6-19	35-5263	奥州市
広瀬川	岩谷堂字百連寺		小 沢 信 一	江刺区愛宕字樋渡83	35-4385	奥州市
広瀬川	岩谷堂字百連寺		和 賀 敏 雄	江刺区岩谷堂字二本木254-5	35-4731	奥州市
人首川	前田町		菅 原 勝 幸	江刺区岩谷堂字前田58-3	35-2370	奥州市
人首川	岩谷堂字小名丸		菅 原 勝 幸	江刺区岩谷堂字前田58-3	35-2370	奥州市
人首川	岩谷堂字白欠		遠 藤 柁	江刺区岩谷堂字北田50	35-2731	奥州市
人首川	岩谷堂字小名丸		菅 原 勝 幸	江刺区岩谷堂字前田58-3	35-2370	奥州市
人首川	岩谷堂字前田		菅 原 勝 幸	江刺区岩谷堂字前田58-3	35-2370	奥州市
人首川	岩谷堂字白欠		菅 原 徳 弘	江刺区岩谷堂字小名丸131	35-4214	奥州市
人首川	岩谷堂字増沢		柏 力 男	江刺区岩谷堂字金打7-1	35-4033	奥州市
人首川	栄町		後 藤 郁 雄	江刺区栄町17-3	35-3820	奥州市

広瀬川	稲瀬字広岡前		菊 池 英 昭	江刺区稲瀬字広岡85	35-5368	奥州市
広瀬川	稲瀬字佐野向		千 葉 謙	江刺区稲瀬字佐野301	35-3370	奥州市
伊手川	田原字中田		佐 藤 光 男	江刺区田原字駒場18	35-0546	奥州市
口内川	広瀬字宝良		菊 池 康 郎	江刺区広瀬字宝良27	36-3360	奥州市
伊手川	田原字馬形		菅 原 荒 吉	江刺区田原字馬形91-1	35-0723	奥州市
口内川	広瀬字根岸		菊 池 康 郎	江刺区広瀬字宝良27	36-3360	奥州市
口内川	広瀬字日渡		菊 池 康 郎	江刺区広瀬字宝良27	36-3360	奥州市
広瀬川	稲瀬字佐野		及 川 長 栄	江刺区稲瀬字佐野37	35-1046	奥州市
口内川	広瀬字根岸		菊 池 康 郎	江刺区広瀬字宝良27	36-3360	奥州市
人首川	玉里字上上野 1 号		高 橋 幸 平	江刺区玉里字大松沢135-8	36-2613	奥州市
人首川	玉里字上上野2号		高 橋 幸 平	江刺区玉里字大松沢135-8	36-2613	奥州市
人首川	玉里字上上野3号		高 橋 幸 平	江刺区玉里字大松沢135-8	36-2613	奥州市
人首川	玉里字青篠3号		高 橋 幸 平	江刺区玉里字大松沢135-8	36-2613	奥州市
人首川	玉里字青篠2号		高 橋 幸 平	江刺区玉里字大松沢135-8	36-2613	奥州市
人首川	玉里字青篠1号		高 橋 幸 平	江刺区玉里字大松沢135-8	36-2613	奥州市
広瀬川	梁川字角川原		安 部 洋	江刺区梁川字新地野94	37-2126	奥州市
広瀬川	梁川字新地野		安 部 洋	江刺区梁川字新地野94	37-2126	奥州市
田谷川	稲瀬字山下		伊 藤 聖 典	江刺区稲瀬字瀬谷子13	35-1210	奥州市
広瀬川	梁川字日ノ神	第18分団本部	大 内 直 志	江刺区梁川字館下119	37-2980	奥州市
広瀬川	梁川字日ノ神	第18分団本部	大 内 直 志	江刺区梁川字館下119	37-2980	奥州市
広瀬川	梁川字中宿	第18分団本部	大 内 直 志	江刺区梁川字館下119	37-2980	奥州市
広瀬川	梁川字長根		安 部 洋	江刺区梁川字新地野94	37-2126	奥州市
広瀬川	稲瀬字川添		山 路 泰 穂	江刺区稲瀬字広岡前139	35-0159	奥州市
広瀬川	愛宕字林		岩 本 明 継	江刺区愛宕字天間沖15	35-2396	奥州市
伊手川	田原字蔵内		及 川 一 也	江刺区田原字蔵内47-1	35-0660	奥州市
伊手川	田原字大日前		菅 原 荒 吉	江刺区田原字馬形91-1	35-0723	奥州市

人首川	米里字根岸	第16分団本部	杉 田 衛	江刺区米里字荒町62	38-2011	奥州市
人首川	玉里字青篠	第17分団本部	丹 野 吉 喜	江刺区玉里字玉崎50	36-2422	奥州市
口内川	広瀬字新田	第19分団本部	今 春 昌 一	江刺区広瀬字柿ノ木393	36-2581	奥州市
口内川	広瀬字根岸	第19分団本部	今 春 昌 一	江刺区広瀬字柿ノ木393	36-2581	奥州市
広瀬川	梁川字小屋敷	第18分団本部	大 内 直 志	江刺区梁川字館下119	37-2980	奥州市
広瀬川	梁川字日ノ神	第18分団本部	大 内 直 志	江刺区梁川字館下119	37-2980	奥州市
広瀬川	梁川字小屋敷	第18分団本部	大 内 直 志	江刺区梁川字館下119	37-2980	奥州市
広瀬川	梁川字小屋敷	第18分団本部	大 内 直 志	江刺区梁川字館下119	37-2980	奥州市
広瀬川	梁川字小屋敷	第18分団本部	大 内 直 志	江刺区梁川字館下119	37-2980	奥州市
広瀬川	梁川字中宿	第 18 分団本部	大 内 直 志	江刺区梁川字館下119	37-2980	奥州市
広瀬川	梁川字長根	第 18 分団本部	大 内 直 志	江刺区梁川字館下119	37-2980	奥州市
広瀬川	梁川字長根	第 18 分団本部	大 内 直 志	江刺区梁川字館下119	37-2980	奥州市
広瀬川	広瀬字西田	第19分団本部	今 春 昌 一	江刺区広瀬字柿ノ木 393	36-2581	奥州市
広瀬川	広瀬字大松	第19分団本部	今 春 昌 一	江刺区広瀬字柿ノ木 393	36-2581	奥州市
広瀬川	広瀬字西風	第19分団本部	今 春 昌 一	江刺区広瀬字柿ノ木 393	36-2581	奥州市
広瀬川	広瀬字七水口	第19分団本部	今 春 昌 一	江刺区広瀬字柿ノ木 393	36-2581	奥州市
広瀬川	広瀬字西風	第19分団本部	今 春 昌 一	江刺区広瀬字柿ノ木 393	36-2581	奥州市
広瀬川	広瀬字西田・七水口	第19分団本部	今 春 昌 一	江刺区広瀬字柿ノ木 393	36-2581	奥州市
広瀬川	広瀬字中日向	第19分団本部	今 春 昌 一	江刺区広瀬字柿ノ木 393	36-2581	奥州市
広瀬川	広瀬字西風	第19分団本部	今 春 昌 一	江刺区広瀬字柿ノ木 393	36-2581	奥州市
広瀬川	広瀬字七水口	第19分団本部	今 春 昌 一	江刺区広瀬字柿ノ木 393	36-2581	奥州市
広瀬川	広瀬字下日向	第19分団本部	今 春 昌 一	江刺区広瀬字柿ノ木 393	36-2581	奥州市
広瀬川	広瀬字下日向	第19分団本部	今 春 昌 一	江刺区広瀬字柿ノ木 393	36-2581	奥州市
広瀬川	広瀬字下日向	第19分団本部	今 春 昌 一	江刺区広瀬字柿ノ木 393	36-2581	奥州市
広瀬川	広瀬字西風	第19分団本部	今 春 昌 一	江刺区広瀬字柿ノ木 393	36-2581	奥州市
広瀬川	広瀬字西風	第19分団本部	今 春 昌 一	江刺区広瀬字柿ノ木 393	36-2581	奥州市
広瀬川	広瀬字下日向	第19分団本部	今 春 昌 一	江刺区広瀬字柿ノ木 393	36-2581	奥州市

広瀬川	岩谷堂字菖蒲沢	第11分団本部	渡 邊 武 明	江刺区南町8-16	35-2478	奥州市
広瀬川	岩谷堂字歌読	第11分団本部	渡 邊 武 明	江刺区南町 8-16	35-2478	奥州市
広瀬川	岩谷堂字菖蒲沢	第11分団本部	渡 邊 武 明	江刺区南町 8-16	35-2478	奥州市
荒谷川	伊手字八幡	第15分団本部	佐 藤 博 明	江刺区伊手字久保213-1	39-2445	奥州市
伊手川	伊手字御堂	第15分団本部	佐 藤 博 明	江刺区伊手字久保213-1	39-2445	奥州市
伊手川	藤里字田谷前	第14分団本部	及 川 景 孝	江刺区藤里字平79-2	39-3709	奥州市
口内川	稲瀬字田中	第20分団本部	小 原 勝 喜	江刺区稲瀬字川原63-内イ	36-2494	奥州市
口内川	稲瀬字神田	第20分団本部	小 原 勝 喜	江刺区稲瀬字川原63-内イ	36-2494	奥州市
口内川	稲瀬字川原	第20分団本部	小 原 勝 喜	江刺区稲瀬字川原63-内イ	36-2494	奥州市
口内川	稲瀬字川原	第20分団本部	小 原 勝 喜	江刺区稲瀬字川原63-内イ	36-2494	奥州市
口内川	稲瀬字神田	第20分団本部	小 原 勝 喜	江刺区稲瀬字川原63-内イ	36-2494	奥州市
口内川	稲瀬字川原	第20分団本部	小 原 勝 喜	江刺区稲瀬字川原63-内イ	36-2494	奥州市
伊手川	伊手字館下	第15分団本部	佐 藤 博 明	江刺区伊手字久保213-1	39-2445	奥州市
伊手川	伊手字松ノ木田	第15分団本部	佐 藤 博 明	江刺区伊手字久保213-1	39-2445	奥州市

前沢区

河川名	樋門・樋管の名称	所属	氏名	住所	電話番号	委嘱者
北上川	太郎ヶ沢排水樋管		佐 藤 静 男	前沢区字屋敷32	56 - 6273	奥州市
北上川	岩の沢排水樋管		佐々木 常 男	前沢区生母字大街道52	56 - 3243	奥州市
			高 橋 喜久男	前沢区生母字南在31-1	56 - 4566	奥州市
北上川	母体排水樋管		千 葉 文 雄	水沢区黒石町字二渡63	26 - 3030	奥州市
			北 條 征 弘	水沢区黒石町字二渡20	26 - 3876	奥州市
岩堰川	藤巻樋門		飯 坂 昇 一	前沢区白山字籠林29	56 - 6270	奥州市
			及 川 正 浩	前沢区白山字石持43-2	56 - 5817	奥州市
白鳥川	箕輪		高 橋 廣 治	前沢区字沼ノ沢8-1	56-5697	奥州市

白鳥川	沼ノ沢		高 橋 廣 治	前沢区字沼ノ沢8-1	56-5697	奥州市
白鳥川	合ノ沢		高 橋 廣 治	前沢区字沼ノ沢8-1	56-5697	奥州市
白鳥川	清水沢		高 橋 廣 治	前沢区字沼ノ沢8-1	56-5697	奥州市
白鳥川	清水		高 橋 廣 治	前沢区字沼ノ沢8-1	56-5697	奥州市
白鳥川	新城		鈴 木 和 一	前沢区字白鳥館88	56-4895	奥州市
白鳥川	沖田		鈴 木 和 一	前沢区字白鳥館88	56-4895	奥州市
岩堰川	北久保		吉 田 敏 雄	前沢区字二十人町80-1	56-3229	奥州市
白鳥川	鶉ノ木		鈴 木 和 一	前沢区字白鳥館88	56-4895	奥州市
白鳥川	前野		鈴 木 和 一	前沢区字白鳥館88	56-4895	奥州市
岩堰川	河ノ畑		吉 田 敏 雄	前沢区字二十人町80-1	56-3229	奥州市
岩堰川	河ノ畑		吉 田 敏 雄	前沢区字二十人町80-1	56-3229	奥州市
岩堰川	河ノ畑		吉 田 敏 雄	前沢区字二十人町80-1	56-3229	奥州市
岩堰川	田畠		吉 田 敏 雄	前沢区字二十人町80-1	56-3229	奥州市
岩堰川	古城字比良		吉 田 敏 雄	前沢区字二十人町80-1	56-3229	奥州市
岩堰川	河ノ畑		吉 田 敏 雄	前沢区字二十人町80-1	56-3229	奥州市
白鳥川	里		鈴 木 和 一	前沢区字白鳥館88	56-4895	奥州市
白鳥川	両手沢		鈴 木 和 一	前沢区字白鳥館88	56-4895	奥州市

衣川区

河川名	樋管の名称	所属	氏名	住所	電話番号	委嘱者
衣川(左岸)	大平(二の台場水場)水門		鳥 海 隆	衣川区小田1 0 4	52-6514	奥州市
衣川(左岸)	駒場樋管		吉 田 善 郎	衣川区古戸2 0 5	52-3124	奥州市

第3（第4章第1節関係）

2 国土交通省岩手河川国道事務所長等が委嘱する樋門・樋管の管理人（国管理河川）

河川名	樋管の名称	所在地	管理員	住所	電話番号	委嘱者
北上川（右岸）	小谷木排水樋管	水沢区 真城字明神堂地内	千 田 徳 郎	水沢区東中通り2 - 4 - 28	24 - 9503	国土交通省 岩手河川国道事務所
			菊 地 斎	水沢区佐倉河字杉ノ堂1 - 9	24 - 1345	
北上川（右岸）	姉体排水樋管	水沢区 羽田町字草井沼地内	千 葉 裕	水沢区羽田町字草井沼97	26 - 3160	国土交通省 岩手河川国道事務所
			千 葉 松 夫	水沢区姉体町字若草138	26 - 3881	
北上川（右岸）	下姉体排水樋管	水沢区 姉体町字新田下地内	佐々木 常 男	水沢区姉体町字小槻19	26 - 2395	国土交通省 岩手河川国道事務所
			立 野 昌 八	水沢区姉体町字小庄42 - 1	26 - 3274	
北上川（左岸）	母体排水樋管	前沢区 生母字迎谷起地内	佐々木 忍	前沢区生母字町25	56 - 2886	国土交通省 岩手河川国道事務所
			千 葉 正 由	前沢区生母字町35	56 - 2968	
人首川（左岸）	荒川用水樋管	水沢区 羽田町字栗ノ瀬地内	小 林 繁 司	水沢区羽田町字栗ノ瀬39	23 - 4722	江刺土地改良区

第4（第6章第1節関係）

非常通話の取扱要領

水防法第20条の規定に基づき、洪水又は高潮に際し、水の警戒及び防御のための連絡措置を内容とするもので、警報発令以後は、水防の必要があると認められる以降、事態の解消するまで関係機関相互間の発受するものに限り非常通話として取り扱う。

- 1 通話の申し込みは、102番をダイヤルし「非常扱い通話」と告げる。
- 2 非常扱い通話の接続に当たり、相手の電話が通話中のときは、交換取扱者が、その通話中の通話に割り込み、当通話を切断して接続することがあります。
- 3 通話の輻輳状況に応じ、通話時間が制限されることもあります。
- 4 その他の取扱いは、102番通話の取扱いと同様です。

第 5 （第 6 章第 1 節関係）

非常扱電話利用機関及び災害時優先番号登録電話番号（抜粋）

非常扱電話利用機関				災害時優先番号 登録電話番号
名称	住所	局名	電話番号	
岩手県	盛岡市内丸10番 1 号	盛岡	019 - 651 - 3111	651 - 3160～3174
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所	盛岡市上田 4 丁目 2 - 2	盛岡	019 - 624 - 3231	624 - 3136
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所 水沢出張所	水沢区東大通り 1 丁目 2 - 14	水沢	0197 - 24 - 4173（代）	25 - 6449
国土交通省北上川ダム統合管理事務所 石淵ダム管理支所	奥州市胆沢区若柳字尿前 1 - 6	胆沢	0197 - 49 - 2111（代）	49 - 2111
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	岩手郡滝沢村一本木	滝沢駅前	019 - 688 - 4311（代）	688 - 4313
盛岡地方气象台	盛岡市三王町 7 - 60	盛岡	019 - 622 - 7868（技術） 019 - 622 - 7870（防災）	623 - 3757
N T T 東日本岩手支店	盛岡市中央通 1 丁目 2 - 2	盛岡	019 - 625 - 4960（代）	651 - 4200
岩手県警察本部	盛岡市内丸 8 番10号	盛岡	019 - 653 - 0110（代）	653 - 5153～5161
N H K 盛岡放送局	盛岡市上田 4 丁目 1 - 3	盛岡	019 - 626 - 8826（代）	622 - 1093
岩手放送株式会社	盛岡市志家町 6 - 1	盛岡	019 - 623 - 3127（代）	651 - 7702
株式会社テレビ岩手	盛岡市内丸 2 番10号	盛岡	019 - 624 - 1166（代）	623 - 3530
株式会社エフエム岩手	盛岡市盛岡駅前通り 8 - 1 7	盛岡	019 - 625 - 5511（代）	625 - 5515
株式会社岩手めんこいテレビ	盛岡市本宮字松幅89	盛岡	019 - 656 - 3300（代）	659 - 2700
岩手朝日テレビ株式会社	盛岡市盛岡駅前通り14 - 10	盛岡	019 - 629 - 2525	629 - 2525
東北電力株式会社岩手支店	盛岡市紺屋町 1 - 25	盛岡	019 - 653 - 2115（代）	654 - 7311
県南広域振興局土木部	奥州市水沢区大手町 1 丁目 2 番地	水沢	0197 - 22 - 2881	22 - 2812
水沢消防署	奥州市水沢区大鐘町61 - 2	水沢	0197 - 24 - 7214～7216	24 - 7214
江刺消防署	奥州市江刺区大通り 1 - 5	江刺	0197 - 35 - 2989	35 - 2898
奥州市役所	奥州市水沢区大手町 1 丁目 1 番地	水沢	0197 - 24 - 8229	24 - 2184～2186

奥州市江刺総合支所	奥州市江刺区大通り 1 - 8	江刺	0197 - 35 - 2111（代）	35 - 2989
奥州市前沢総合支所	奥州市前沢区字七日町裏71	前沢	0197 - 56 - 2115	56 - 2115
奥州市胆沢総合支所	奥州市胆沢区南都田加賀谷地270	胆沢	0197 - 46 - 2109	46 - 2109
奥州市衣川総合支所	奥州市衣川区大字上衣川古戸420	衣川	0197 - 52 - 3111（代）	52 - 3115
金ヶ崎町役場	胆沢郡金ヶ崎町西根南町30 - 1	金ヶ崎町	0197 - 42 - 2111	42 - 2182

注 1 災害時優先電話：災害時等において通信網に異常幅そうが生じ、通信の疎通が困難になった場合に一般通話の発信規制を行い、重要な内容の通話を確保する。

2 非 常 通 話：災害による通信設備の故障等により異常幅そうが生じ、自動通話での接続が不能とあった場合に、手動扱い通話として接続する。

第 6 （第 6 章第 5 節関係）

水防法第13条の規定による水防の信号

信号種別	打鐘信号	余韻防止サイレン信号
警戒信号	1 点と 4 点の連打 ○ ○○○○ ○ ○○○○	1 分 ————— 長 声 一 声
出動信号	3 点 3 点 3 点 ○○○ ○○○ ○○○ 連 打	3 秒 10秒 3 秒 10秒 —— —— —— ——連続 2 秒 2 秒 2 秒
避難信号	乱 打 ○○○○○○○○○○○○○○○○	3 秒 3 秒 3 秒 3 秒 —— —— —— ——連続 2 秒 2 秒 2 秒
解除信号	口 頭 伝 達	口 頭 伝 達

第7（第7章第1節関係）

警報事項（水防警報を除く）の通知

- 1 日本電信電話株式会社の機関を通じて行う警報事項の通知については、気象業務法施行令第7条第1項、第3号及び第4号の規定並びに昭和26年7月10日閣議了解に基づく地目乙発第269号及び電運外第227号によって実施されるものである。

(1) 警報の種類及び略号並びに警報解除の種類及び略号

警報の種類	略号	警報解除の種類	略号
大雨警報	オオアメ	大雨警報解除	オオアメカイジョ
高潮警報	タカシオ	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	ハロウ	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	コウズイ	洪水警報解除	コウズイカイジョ

(2) 例文

ア 単独の警報を通知する場合

オオアメ」

イ 二つ又は三つの警報を通知する場合

オオアメ」 コウズイ」

ボウフウ」 タカシオ」 ハロウ」

ウ 単独の警報を解除する場合

オオアメカイジョ」

エ 二つ以上の警報を行い、その後、それらのうち一部について警報の必要がなくなった場合

オオアメ」 コウズイ」の発表中、オオアメを解除し、コウズイが存続する場合は、コウズイ」とする。この場合は、オオアメが解除されたことになる。

オ 発表中の警報が切り替えられる場合

ボウフウがオオアメに切り替えられる場合は、オオアメ」とする。

カ 地域指定をした単独の警報を通知する場合

ナイリクナンプオオアメ」

キ 地域指定をした複数の警報を通知する場合

ナイリクナンプオオアメ」 ナイリクホクブコウズイ」

ク 地域指定をした単独の警報を解除する場合

エンガンナンプオオアメカイジョ

ケ 地域指定をした複数の警報を解除する場合

ナイリクホクブオオアメカイジョ」 エンガンホクブコウズイカイジョ」

(3) 通知要領

警報事項は、盛岡地方気象台により東日本電信電話株式会社（虎ノ門情報案内センター）に通知され、別に定められた警報伝達系統によって市町村役場に通知される。ただし、北上川上流洪水警報については、前掲の洪水警報の通知をもって、これを行ったものとみなす。

- 2 気象業務法第14条の2第1項に規定する水防活動の利用に適合する予報及び警報は、県知事と気象台長（盛岡地方気象台長）の間で次の左欄に掲げる予報及び警報の発令をもって右欄に掲げる水防活動の利用に適合する予報及び警報を同時に発令したものとしている。

気象の予報及び警報	水防活動の利用に適合する予報及び警報
大雨注意報	水防活動用気象注意報
大雨警報	水防活動用気象警報
高潮注意報	水防活動用高潮注意報
高潮警報	水防活動用高潮警報
洪水注意報	水防活動用洪水注意報
洪水警報	水防活動用洪水警報

第 8 （第 7 章第 2 節関係）

北上川上流洪水予報及び警報の伝達

1 指定河川洪水予報

	予報の種類（標 題）	予報の基準	危険 度 レベ ル
北上 川 上 流 洪 水 予 報	洪水注意報 （はん濫注意情 報）	基準地点の水位が，はん濫注意水位に達し， さらに上昇するおそれがあるとき	2
	洪水警報 （はん濫警戒情 報）	基準地点の水位が，避難判断水位に達し，さ らに上昇するとき，又ははん濫危険水位を超え る洪水となるおそれがあるとき	3
	洪水警報 （はん濫危険情 報）	基準地点の水位が，はん濫危険水位に達した とき	4
	洪水警報 （はん濫発生情 報）	予報区間において，はん濫を確認したとき	5

2 北上川上流水防警報の種類及び内容

種類	内容
北上川上流水防情報	水位の昇降、滞水時間及び最高水位の大きさ、時刻等その他水 防活動上必要な状況を通知するとともに越水、漏水、決壊、亀 裂、その他河川状況により特に警戒を必要とする事項に関する 情報
北上川上流水防警報	洪水によって災害が起こるおそれがあるとき水防を行う必要が ある旨を警告して行うもの

第9（第7章第3節関係）

国土交通大臣が行う水防警報の対象とする水位観測所及び水防警報の範囲

河川名	観測所名	零点高標高 (m)	水防団 待機水位 (m)	はん濫 注意水位 (m)	準備	出動	解除	情報
北上川	舘坂橋	121.000	1.40	2.00	水位2.00mに達し、なお 上昇のおそれがあり準備 の必要があるとき	水位2.50mに達し、なお 上昇のおそれがあり出動 の必要があるとき	水防作業の 必要がなく なったとき	水防活動に 必要がある とき
	明治橋	116.430	0.80	1.40	水位1.40mに達し、 (以下同上)	水位2.00mに達し、 (以下同上)		
	紫波橋	89.700	1.70	2.90	水位2.20mに達し、 (以下同上)	水位3.00mに達し、 (以下同上)		
	朝日橋	64.730	2.00	3.00	水位3.00mに達し、 (以下同上)	水位4.00mに達し、 (以下同上)		
	男山	49.350	2.40	3.30	水位3.30mに達し、 (以下同上)	水位4.00mに達し、 (以下同上)		
	桜木橋	33.740	2.20	2.90	水位2.90mに達し、 (以下同上)	水位3.60mに達し、 (以下同上)		
	大曲橋	22.500	2.30	3.00	水位3.00mに達し、 (以下同上)	水位4.00mに達し、 (以下同上)		
	狐禅寺	10.570	5.00	7.00	水位7.00mに達し、 (以下同上)	水位8.00mに達し、 (以下同上)		
	諏訪前	8.107	4.00	5.50	水位5.50mに達し、 (以下同上)	水位7.00mに達し、 (以下同上)		

第10 (第10章第1節関係)

水防用備蓄資材器具

平成18年4月1日現在

区分	河川名	北上川	北上川	北上川	胆沢川	北上川	
	水防倉庫名	中袋水防倉庫	南宿水防倉庫	二渡水防倉庫	多聞坊水防倉庫	杉ノ堂水防倉庫	
	建築年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和35年度	昭和27年度	昭和31年度	
	床面積	33㎡	33㎡	33㎡	33㎡	33㎡	
	所在地	羽田町字中袋	姉体町字橋本	黒石町字二渡	佐倉河字八ツ口	東大通り二丁目	
器	スコップ	96	50	100	44	35	
	つるはし	9	6	15	6	5	
	とうぐわ	19	10	15	9	19	
	斧	6	4	7	5		
	のこぎり	10	8	12	6	5	
	鎌	12	11	20	2	26	
	掛矢	19	1	25	11	7	
	とびぐち					7	
	一輪車	2	2	2	2	2	
	鉋	5	2	7	2		
	ペンチ	9	3	7	5		
	ハンマー	9	2	13	3		
	竹そげ鎌	2	1		1		
	砥石	1	1	1	1		
材	瓦斯灯	12	2	11	2		
	発電機	1	1	1	1		
	投光器	1	1	1	1		
	コードドラム	1	1	1	1		
	懐中電灯	1	1	1	1		
	救命胴着	7	3	3	3		
	浮輪	3	3	3	3	3	
	ボート	2					
	船外機	2					
	木舟						
	いかり	1					
	縫針	16					
	水鉄砲					1	
	木蛸	12		3			
	桶	2					
	担棒	8					
	帽上灯	10	10	10	10	10	
	非常灯	1	1	1	1	1	
	杭木	142	357	212	237	170	
	麻袋	90					
	縄	71	24	41	58		
	蓆					250	
	資材	ビニールシート	20	20	20	49	10
		鉄線	50	5	33	18	
鉄筋		15	15	15	15	20	
PP土嚢		1,800	1,957	1,857	1,245	2,100	
ロープ		6	3			4	
エンビパイプ		5					
蛇籠					150	200	
合計	2,478	2,505	2,437	1,892	2,875		

区分	河 川 名	北 上 川	北 上 川	北 上 川	北 上 川	胆 沢 川
	水防倉庫名	根岸水防倉庫	伊加里水防倉庫	馬場先倉庫	前沢水防倉庫	胆沢水防倉庫
	建 築 年 度	昭和２９年度	昭和４１年度	平成１０年度	平成１７年度	昭和３７年度
	床 面 積	３３㎡	２６．５０㎡	３３．１２㎡	４９．６９㎡	３３㎡
所 在 地	江刺区岩谷堂 字根岸41	江刺区稲瀬字伊 加里	江刺区愛宕字馬 場先307-2	前沢区古城字島田 2－1	南都田字五木田 101-5	
器	スコップ	５１	２８	２５	４５	２２
	つるはし	５	７	５	１２	２
	とうぐわ	６	１７	５	１４	１６
	斧	４	２０	３	９	
	のこぎり	９	１３	３	１０	６
	鎌	１６	３		１４	２
	掛矢	１２	１４	４	８	８
	とびぐち	１５	１５	１１		
	一輪車	４	３	６		
	鉋	６	１０	７		３
	ペンチ		１２	３		１
	ハンマー	６	８	２		
	竹そげ鎌					
	砥石					
材	発電機					
	投光器					
	コードドラム					
	懐中電灯					
	救命胴着					
	浮輪					
	ボート					
	船外機					
	木舟					
	いかり					
	縫針					
	木蛸					
	桶					
	担棒					
帽上灯						
非常灯						
資 材	杭木	８０	１００	１３		６０
	縄	５３	４７	２５	１０	３
	筵					３０
	ビニールシート	３２	４１	２５		１０
	鉄線	１５０	５０	７０	５００	５０
	鉄筋	２００	１３０	２４０		１００
	ＰＰ土嚢	２４００	４００	３０００	２０００	１０００
	ロープ					
合 計	エンビパイプ		３	３		
	蛇籠					６

第11（第10章第1節関係）

水 防 倉 庫 の 管 理 人

水沢区

河川名	名称	所属	氏名	住所	電話番号
北上川（左岸）	中袋水防倉庫	第8分団 第1部	梅 原 活 保	水沢区羽田町字栗ノ瀬129	23 - 5022
			小 林 伸	水沢区羽田町字栗ノ瀬38 - 2	24 - 3677
北上川（右岸）	南宿水防倉庫	第7分団 第4部	菅 原 秀 夫	水沢区姉体町字迎畑45	26 - 2977
			及 川 忠	水沢区姉体町字吹張22 - 4	26 - 2406
北上川（左岸）	二渡水防倉庫	第10分団 第3部	佐々木 満 行	水沢区黒石町字二渡25 - 2	26 - 3898
北上川（右岸）	杉ノ堂水防倉庫	第3分団 第2部	及 川 成 美	水沢区佐倉河字杉ノ堂39	22 - 2456
			三 宅 充 利	水沢区佐倉河字杉ノ堂65	24 - 2387
胆沢川（右岸）	多聞水防倉庫	第5分団 第1部	及 川 純 一	水沢区佐倉河字北桜沢20 - 1	24 - 5385
			高 橋 智 暁	水沢区佐倉河字北館33	23 - 6723

江刺区

河川名	名称	所属	氏名	住所	電話番号
広瀬川(左岸)	愛宕水防倉庫	奥州市江刺総合支所		奥州市江刺区大通り1-8	35-2111
広瀬川(左岸)	根岸水防倉庫	奥州市江刺総合支所		奥州市江刺区大通り1-8	35-2111
広瀬川（右岸）	伊加里水防倉庫	奥州市江刺総合支所		奥州市江刺区大通り1-8	35-2111

前沢区

河川名	名称	所属	氏名	住所	電話番号
北上川（右岸）	水防倉庫	奥州市前沢総合支所	市民環境課長	前沢区字七日町裏71	56-2111

胆沢区

河川名	名称	所属	氏名	住所	電話番号
胆沢川（右岸）	水防倉庫	第27分団第4部	千葉利幸	胆沢区南都田字駒堂171	46-2742

第12（第11章第 1 節関係）

公用負担命令権限証

第 号

公 用 負 担 命 令 権 限 証

氏名

上記の者に
委任したことを証明する。

区域における水防法第21条第 1 項の権限行使を

平成 年 月 日

奥州市長

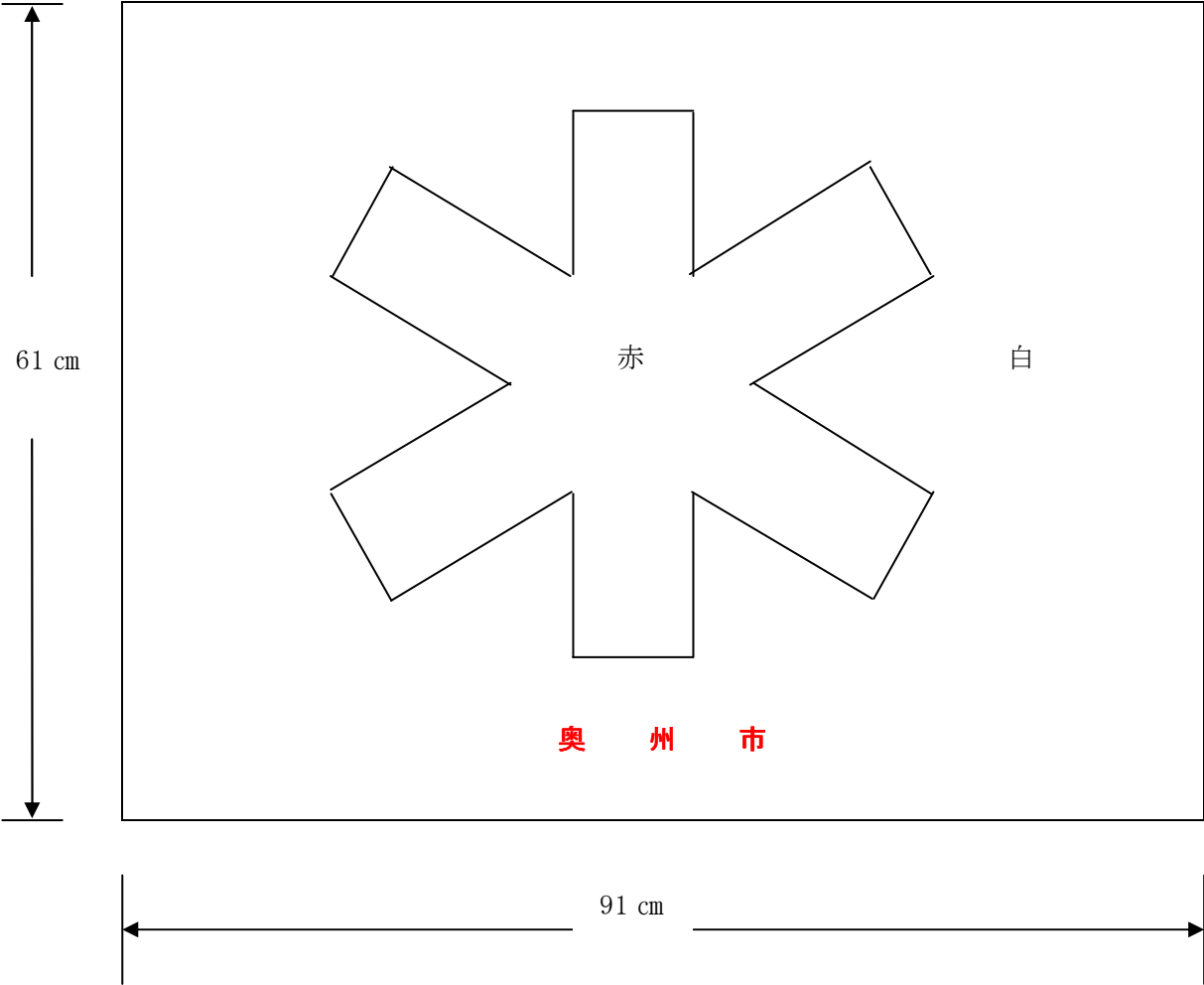


公用負担命令票

公 用 負 担 命 令 票			
目 的 物	種 類		
負担の内容	使用	收容	処分
平成 年 月 日			
奥州市長			印
事務取扱者			印
殿			

第14（第12章第 1 節関係）

優先通行標識



第15（第12章第2節関係）

身分証票

表

第号

水防職員証

所属機関名

職氏名

現住所

年 月 日生

年 月 日交付

奥州市長

印

裏

注 意

1 本証は、水防法第36条第2項による証票である。

2 本証の身分を失ったとき、その他不明になったときは必ず返納すること。

3 記載事項に変更があったときは、直ぐ訂正を受けること。

第16 (第14章第1節関係)

奥州市水防活動実施報告書

様式 (2)

区分	水防活動		活動費								出水状況	
	団体数	活動 延人員	使用資材費			機械等 借料	食料費	出勤 手当等	その他	計	警戒水位 ○○m	
			主要資材	その他の資材	小計							
前月まで	()		()	()		()					最高洪水水位 ○○m	
月分	()		()	()		()					○○量 水 標	
											月 日 時	
月分	()		()	()		()					降雨量 ○○mm	
											河川名 ○○川筋	
月分	()		()	()		()					水防活動実施個所	
											月 日～ 月 日	
月分	()		()	()		()					河川名 ○○川筋	
											左岸 ○○地先	
月分	()		()	()		()					河川名 ○○川筋	
											右岸 ○○地先	
小計	()		()	()		()					○○m	
											水防作業の概要	
累計											○○工法	
											○○個所 ○○m	

1 作成要領

- (1) 「前月まで」欄は、前月報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- (2) 「団体数」欄は、当該月数内に水防活動を行った水防管理団体の実数を記入し、上段（ ）書きには、主要資材費が25万円以上となった団体数を記入すること。
- (3) 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線釘、かすがい、蛇簾及び置石の使用額を記入し、上段（ ）欄には、主要資材費の使用額が25万円を越えた団体に係る使用額の合計を記入すること。
- (4) 「その他資材」欄は、主要資材以外の使用額を記入し、上段（ ）書きには、土、砂、砂利の使用額を記入すること。
- (5) 「機械等借料」欄は、水防活動のために賃借した自動車、建設機械等の賃借料を記入し、上段（ ）書きには、水防資材の運搬に使用した機械の賃借料を記入すること。
- (6) 2～5に係る（ ）書きは、全て内書とする。

2 報告期限等

- (1) 水防管理団体は、水防活動を行った場合、様式（2）により報告書を2部作成し、一四半期終了後、10日以内に所轄振興局土木部へ提出すること。
- (2) 所轄振興局土木部は、様式（1）の総括表を作成し、様式（2）とともに一四半期終了後、15日以内に河川課へ提出すること。
- (3) 水防活動に際しては、備蓄資材の受渡簿、購入資材については、購入証拠書類及び水防活動を行った場合の写真等の整備をしておくこと。

第17（第14章第2節関係）

水防功労者推薦

1 個人

消防団員又はその他の者であつて、次の各号に該当する者。

ア 出水の危険又は水防実施に当たり適切な措置及び挺身敢闘して水害防止又は水害の軽減に優れた功績を挙げた者

イ 水防活動従事中、任務に殉じた者又は負傷し、疾病にかかり、長期にわたって支障があるに至った者

2 団体

よく一致団結し、水害又は水害軽減上卓越した功績を挙げた水防団、その他の団体

3 個人功労調書

順	位	
項	目	
所 属 団 体 名 又 は 官 署 名		
職 業 、 住 所 氏 名		
生 年 月 日		
死 亡 年 月 日		
功 勞 事 項		本欄は、表彰採否の基となるので、できる限り具体的詳細に記載すること。従つて長文となつても差し支えない。もし、具体性を欠くときは、選択困難となるので、その点特に留意すること。
略 歴		略歴中には、水防に関する平常の貢献、状況等表彰の情状に関するものがあれば併せて記載すること。
賞 罰		
遺 族		表彰状、その他の交付すべき遺族の氏名、生年月日、住所、続柄等について記載すること。

4 団体功労調書

順	位	
項	目	
団 体 所 在 地		
団 体 名		
団 体 の 代 表 者 の 役 職 氏 名 、 住 所		

功 勞 事 項	個人功労調書と同項の要領で記載する。
団 体 職 歴	上に同じ

第18（第1章第3節関係）

奥州市防災会議委員名簿

選出区分		機関名等	連絡先	電話番号
会長		奥州市長	奥州市水沢区大手町 1-1	24-2111
会長職務代理者	副市長（4号委員）	奥州市副市長	奥州市水沢区大手町 1-1	24-2111
1号委員	指定地方行政機関の職員	国土交通省岩手河川国道事務所水沢出張所長	奥州市水沢区東大通り 1-2-14	24-4173
		国土交通省岩手河川国道事務所水沢国道維持出張所長	奥州市水沢区佐倉河字車堂 79	24-2187
		国土交通省北上川ダム統合管理事務所石淵ダム管理支所長	奥州市胆沢区若柳字尿前 1-6	49-2211
		農林水産省東北農政局岩手農政事務所地域第1課長	奥州市水沢区東大通り 2-2-32	24-3010
		林野庁東北森林管理局岩手南部森林管理署長	奥州市水沢区東上野町 12-17	24-2131
2号委員	県知事部局の職員	岩手県県南広域振興局副局長	奥州市水沢区大手町 1-2	22-2811
		岩手県県南広域振興局土木部長	奥州市水沢区大手町 1-2	22-2881
		奥州保健所長	奥州市水沢区大手町 5-5	22-2861
3号委員	岩手県警察官	水沢警察署長	奥州市水沢区真城字北塩加羅 37-3	25-0110
		江刺警察署長	奥州市江刺区大通り 8-15	31-0110
4号委員	市長部局の職員	奥州市副市長	奥州市水沢区大手町 1-1	24-2111
		奥州市会計管理者	奥州市水沢区大手町 1-1	24-2111
		奥州市総合政策部長	奥州市水沢区大手町 1-1	24-2111
		奥州市総務部長	奥州市水沢区大手町 1-1	24-2111
		奥州市市民環境部長	奥州市水沢区大手町 1-1	24-2111
		奥州市商工観光部長	奥州市水沢区大手町 1-1	24-2111
		奥州市農林部長	奥州市水沢区大手町 1-1	24-2111
		奥州市健康福祉部長	奥州市水沢区大手町 1-1	24-2111

		奥州市都市整備部長	奥州市水沢区大手町 1-1	24-2111
		奥州市病院事業管理者	奥州市水沢区大手町 3-1	25-3833
		奥州市水道部長	奥州市水沢区秋葉町 114-1	25-5007
		奥州市教育委員会事務局教育部長	奥州市水沢区大手町 1-1	24-2111
		奥州市議会事務局長	奥州市水沢区大手町 1-1	24-2111
5号委員	教育長	奥州市教育委員会教育長	奥州市水沢区大手町 1-1	24-2111
6号委員	消防長、 消防団長	奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部消防長	奥州市水沢区大鐘町 2-16	24-7211
		奥州市消防団長	奥州市水沢区大手町 1-1	24-2111
7号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	東日本旅客鉄道株式会社水沢駅長	奥州市水沢区東大通り 1-9-1	23-3712
		東日本電信電話株式会社岩手支店災害対策室長	盛岡市中央通 1-2-2	019-625-4962
		日本通運株式会社水沢支店長	奥州市水沢区東大通り 1-2-2	24-0202
		東北電力株式会社水沢営業所長	奥州市水沢区西町 5-27	0120-175-466
		郵便事業株式会社水沢支店長	奥州市水沢区寺脇 1-5	23-2310
		岩手県交通株式会社胆江営業所長	奥州市江刺区愛宕前広田 310	35-2185
		水沢ガス株式会社代表取締役社長	奥州市水沢区山崎町 14-16	24-4151
8号委員	市長が地域防災計画及び水防計画の推進に関し必要と認める者	社団法人奥州市医師会長	奥州市水沢区多賀 21-1	25-2227
		胆沢平野土地改良区理事長	奥州市水沢区中上野町 3-2	24-0171
		社会福祉法人奥州市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	奥州市水沢区南町 5-12	25-6158
		岩手ふるさと農業協同組合代表理事理事長	奥州市胆沢区小山字菅谷地 131-1	41-5200
		奥州商工会議所会頭	奥州市水沢区東町 4	24-3141
		水沢テレビ株式会社代表取締役社長	奥州市水沢区佐倉河字石橋 27-1	22-6060

○河川水門管理要綱

昭和43年
岩手県告示第235号

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、知事が管理する河川に設置されている水門、樋門及び樋管（以下「河川水門」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(管理の原則)

第2 河川水門は、洪水、高潮、津波等（以下「洪水等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理されなければならない。

(河川水門の管理の委託)

第3 知事は、洪水等による危険が切迫した場合における河川水門の操作の緊急性等にかんがみ、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第99条の規定に基づき、河川管理施設である河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を河川水門所在の市町村に委託するものとする。

(知事の管理事項)

第4 知事は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し河川水門の管理を行なう。

- (1) 特に必要があると認める場合における河川水門の巡視及び点検をすること。
- (2) 河川管理施設である河川水門の改修工事及び修繕工事を施行すること。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等による災害が発生するおそれ大きいと認められるときは、関係市町村及び法第26条の規定により許可を受けて河川水門を設置した者（以下「許可河川水門設置者」という。）に対し、警戒勤務態勢をとるよう通知すること。

ア 気象予報又は気象警報が発令された場合

イ 著しい降雨又は融雪により河川の水位が上昇するおそれがあると認められる場合

ウ 河川の水位又は潮位に著しい変動がある場合

- (4) 許可河川水門設置者に対し、河川水門の管理体制について指導し、及び助言すること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、河川水門の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事項)

第5 河川水門の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところにより、河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における河川水門の維持又は操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。

ア 河川水門を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。

イ 毎年度3回（原則として、6月、8月及び翌年3月とする。ただし、河川水門のうち、既往最高潮位の及ぶ土地の区域内に存する河川水門（以下「潮位関連河川水門」という。）にあっては、原則として、7月、11月及び翌年3月とする。）以上河川水門の開閉部分の試運転（注油を含む。以下同じ。）をすること。

- (2) 前号アの規定により河川水門を巡視したときは、河川水門巡視記録（様式第1号）を作成し、備えておくものとする。

- (3) 次に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務態勢に入るものとする。

ア 次に掲げる気象予報又は気象警報が発令された場合

(イ) 浸水注意報、洪水注意報、津波注意報（潮位関連河川水門の場合に限る。）

(イ) 気象警報、浸水警報、洪水警報、高潮警報、津波警報、波浪警報（潮位関連河川水門の場合に限る。）

イ 次に掲げる水防活動の利用に適合する予報又は警報が発令された場合

(イ) 水防活動用気象注意報、水防活動用高潮注意報、水防活動用洪水注意報

(イ) 水防活動用気象警報、水防活動用高潮警報、水防活動用洪水警報

ウ 洪水予報又は水防警報が発令された場合

エ 河川の水位が警戒水位に達した場合

オ 海水に著しい変動があった場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）

カ 人体に感じる程度の地震が発生した場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）

キ 特に知事が指示した場合

- (4) 警戒勤務態勢時における河川水門の操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。

ア 河川水門付近に河川水門を操作する者を待機させること。

イ 河川水門を点検して、いつでも操作できるようにしておくこと。

ウ 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。

エ 洪水等の発生状況を判断し、適切かつ敏速に河川水門を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できない恐れがある時は、避難を優先すること。

(5) 第2号の規定により警戒勤務態勢に入った後で、洪水等の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務態勢を解除し、河川水門を開放しておくこと。

(6) 次に掲げるところにより所要の報告をすること。

ア 毎年度4月15日までに河川水門管理体制報告書（様式第2号）を所管地方振興局長に提出するものとし、年度途中において河川水門管理体制に変動が生じたときもその都度提出するものとする。

イ 次に掲げる事項を行ったときは、その都度所管地方振興局長に報告すること。

(ア) 河川水門の試運転をしたとき

(イ) 河川水門の異状を発見したとき

(ウ) 警戒勤務態勢に入ったとき

(エ) 河川水門を操作（試運転のための操作を除く。）したとき

(オ) 警戒勤務態勢を解除したとき

(7) 前号イ（ア）の規定による報告は、河川水門の試運転後7日以内に河川水門開閉操作報告書（様式第3号）により行なうものとする。

（情報連絡）

第6 知事は、河川水門の管理に関し必要な気象、降雨量、水位、指示等に関する情報連絡を市町村及び許可河川水門設置者との間において相互に密にし、洪水等の発生の際における河川水門の操作に遺憾のないようにするものとする。

（国土交通大臣等に対する協力要請）

第7 知事は、国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者に対し、国土交通大臣及び市町村長の管理する河川に設置されている河川水門及び法第26条の規定により許可を受けて設置された河川水門についても、その管理については、この要綱の趣旨に添って国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者を通ずる一体的運営が期せられるように協力を求めるものとする。

河川水門巡視記錄

年 月 日	巡視者 氏名 :
-------	----------

巡 視 状 況	水門、樋門及び樋管名	巡 視 結 果	※対応状況（有の場合のみ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ 1 ・ 2 ・ 3 ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ 1 ・ 2 ・ 3 ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ 1 ・ 2 ・ 3 ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ 1 ・ 2 ・ 3 ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ 1 ・ 2 ・ 3 ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ 1 ・ 2 ・ 3 ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ 1 ・ 2 ・ 3 ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ 1 ・ 2 ・ 3 ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ 1 ・ 2 ・ 3 ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ 1 ・ 2 ・ 3 ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ 1 ・ 2 ・ 3 ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ 1 ・ 2 ・ 3 ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ 1 ・ 2 ・ 3 ）
	※ 対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すること。 1：障害物等の除去を行うなど、施設閉鎖できるように対応した。 2：障害の状況を施設管理者へ連絡した。 （連絡日時、相手の氏名： 月 日 時 分 氏名 ） 3：その他（以下に状況を記載のこと）		

第 号
年 月 日

地方振興局長 殿

市町村長 氏 名 印

年度河川水門管理体制（変更）報告書
このことについて、河川水門管理要綱第 5 第 6 号アの規定により報告します。

水門、樋門 及び樋管名	河川名及び設置場所	型 式	開 閉 方 法	門 数	管理操作 責任者住所 氏名	管理操作 担当者住所 氏名	試 運 転 予 定 年 月 日 そ の 他 管 理 方 法

注 年度途中における報告にあつては、管理体制の変更に係る部分について報告をすること。

第 号
年 月 日

地方振興局長 殿

市町村長 氏 名 印

河川水門開閉操作報告書

このことについて、河川水門管理要綱第 5 第 6 号イ(ア)の規定により報告します。

水門、樋門 及び樋管名	河川名及び設置場所	型式	開閉方法	門数	試運転の 年月日	試運転の結果及び施設の 異状の有無並びに措置

注 試運転の結果及び施設の異状の有無並びに措置については、具体的に記入すること。

羽 田 排 水 樋 管 点 検 表

樋門・樋管名

電動 手動 両方

天候

平成 年 月 日

管理・操作員			確認者		記事
名称			不良内容		
ゲ ー ト	各部の清掃				
	各部の損傷				
	水密部の漏水				
	ローラーの回転				
捲 上 機	内外部の清掃				
	電動・手動の切替				
	開度指示確認				
	リミットスイッチの確認				
	懸架ワイヤーの弛み				
	ゲートの開閉状況				
	油圧シリンダー等オイル漏れ				
	潤滑油・グリースの給油				
	クラッチの状況				
原 動 力 (予備電動機・ 発動機)	始動状況				
	燃料等の確認				
	振動・異常音調査				
そ の 他	管理橋				
	階段				
	量水標				
	本体の損傷・取付護岸の損傷				
	樋管内の堆積土砂、付近上下流のゴミ				

水防作業及び工法

1 水防作業

洪水時において堤防に異常の起こる時期は、洪水時間にもよるが、おおむね増水位の時又はその前後である。しかし、法崩れ、陥落等は、通常、減水時に生ずる場合が多いから、最盛期を過ぎても完全に流過するまでは、警戒を解いてはならない。

工法を選ぶに当たっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態を考慮して、最も有効でしかも使用材料がその付近で入手し易い工法を施工するが、当初の工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い、極力防止に努めなければならない。

水防作業を必要とする異常な状態は、おおむね次のとおりである。

- (1) 漏水
- (2) 表面の欠け崩れ
- (3) 天端及び裏法の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 溢水
- (5) 樋門等の漏水

2 水防工法

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材、人員等に応じて、最も適切なものを選ばなければならない。河川堤防の破堤原因には、次の3種類が主なものである。

(1) 越水（溢水）による場合

堤防から水が溢れ出て、堤防の裏法面から決壊していく。

(2) 浸透（漏水）による場合

河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が浸水して堤防が決壊していく。

(3) 洗掘による場合

河水の流勢や波浪により表法面が洗掘されて決壊していく。

以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

水 防 工 法 一 覧 表

現象		工法	工法の概略説明	利用箇所、河川	主に使用する資材
					現在
越水		積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート鉄筋棒
		せき板工	堤防天端に杭を打ち、せき板を立てる	都市周辺河川（土のう入手困難）	鋼鉄支柱、軽量鋼板
		蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
		水マット工（連結水のう工）	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川（土のう、板など入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防裏法面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体固い箇所	むしろ、半割竹、土のう
		裏シート張り工	堤防裏法面を防水シートで被覆する	都市周辺河川（むしろ、竹の入手困難）	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水	川裏対策	釜段工（釜築き、釜止め）	裏小段、裏法先平地に円形に積み土のうする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏法先平地にビニロン帆布製中空円形マットを積み上げる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工（簡易釜段工）	裏小段、裏法先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプ杭
		月の輪工	裏法部に寄りかかり、半円形に積み土のうする	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、裏法先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川（土砂土のうの入手困難）	既製水のう、杭、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏法先平地に底抜き樽又は桶を置く	一般河川	樽、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	裏法、犬走りにむしろなどを敷き並べる	一般河川（漏水量の少ない箇所）	防水シート、丸太、竹

現象		工法	工法の概略説明	利用箇所、河川	主に使用する資材
					現在
漏水	川表対策	詰め土のう工	川表法面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のある所、水深の浅い部分）	土のう、木杭、竹杭
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、縄、杭、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろの入手困難）	防水シート、鉄パイプ、杭、ロープ、土のう
		たたみ張り工	河川の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅い所）	古たたみ、杭、土のう、鉄線、縄
洗掘		むしろ張り工 継ぎむしろ張り工 シート張り工 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で、比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、杭
		立てかご工	表法面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、杭、鉄線
		捨て石土のう 捨て石工	表法面決壊箇所に土のう又は大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し、土のうをつけて法面を被覆する	緩流河川	竹、杭、ロープ、土のう

現象		工法	工法の概略説明	利用箇所、河川	主に使用する資材
					現在
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所には川倉、牛杵、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	杵組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏法で補うため、杭を打ち、中詰めの土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	杭、割竹、板、土のう、釘
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、茅、葦でびょうぶを作り、法面を覆う	比較的緩流河川	竹、茅、葦、縄、ロープ、土のう
亀裂	天端	折り返し工	天端の亀裂をはさんで両肩付近に竹を突き刺し、折り返して連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		杭打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりに杭を用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	杭、鉄線
	天端から裏法	控え取り工	亀裂が天端から裏法にかけて生じるもので、折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、縄、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	亀裂が天端から裏法にかけて生じるもので、控え取り工と同じ	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう
		ネット張り亀裂防止工	継ぎ縫い工のうち、竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	杭、金網、鉄線、土のう
裏法崩壊	亀裂	五徳縫い工	裏法面の亀裂を竹で縫い、崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、縄、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（杭打ち）	裏法面の亀裂をはさんで杭を打ち、ロープで引き寄せる	粘土質堤防	杭、ロープ、土のう、丸太
		竹刺し工	裏法面の亀裂が浅いとき、法面が滑らないように竹を刺す	粘土質堤防	竹、土のう
		力杭打ち工	裏法先付近に杭を打ち込む	粘土質堤防	杭、土のう

現象		工法	工法の概略説明	利用箇所、河川	主に使用する資材
					現在
裏 法 崩 壊	崩 壊	かご止め工	裏法面に、ひし形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう
		立てかご工	裏法面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、杭、そだ
		杭打ち積み土のう工	裏法面に杭を打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	杭、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏法面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹杭、土砂、土のう
		つなぎ杭打ち工	裏法面に杭を数列打ち、これを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	杭、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎ杭打ち工とほぼ同じで、柵を作る	一般堤防	杭、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	裏法面に杭を打ち、柵を作り、中詰め土のうを入れる	一般堤防	杭、柵材、布木、土のう
そ の 他		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

3 水防用語

(1) 土俵、土のうに用いられる用語

棧俵・・・・・・・・・・俵の両側を蓋するもので、稲わらで、俵と別にあらかじめ円形に編み、用意されている

一壺がけ・・・・・・・・・・俵に棧俵を取り付ける方法で、1箇所ずつ縄を通して止める方法

二壺がけ・・・・・・・・・・俵に棧俵を取り付ける方法で、2箇所ずつ縄を通して止める方法

小口ならべ・・・・・・・・・・土俵や土のうの積み方として、小さい面が水に向かうように積む方法

長手ならべ・・・・・・・・・・小口ならべに対して、長い方の面が水に向かうように積む方法

いも継ぎ・・・・・・・・・・土俵や土のうの積み重ねるとき、その継ぎ目が一点に集中するような積み方をする場合で、積み土俵工などでは極力避けなければならない。

呌・・・・・・・・・・穀物、肥料あるいは塩などを入れ、貯蔵や運搬に供するため、わらを編んで作った袋で中に土を詰め、土俵として利用される。塩用に作ったものは、そのわら目も細かく土俵として適当で、特にこれを塩呌と呼ぶことがある。

あんこ・・・・・・・・・・土のうだけでは水密性に欠けることが多いので、土のうと土のうの間に土をいれて踏み固め、これに対応するもので、中に入る土のことをいう。

円匙・・・・・・・・・・スコップのことで、日本語の漢字を当てたもの。

黄の子巻き・・・・・・・・・・河岸決壊防止のため、シート張りやむしろ張りを施工するとき、巻き寿司を作るときの要領で重り土のうを実として寿司状に巻き、水中に投入する直前の状態をいう。

枕土俵・枕土のう・・・・控え縄が堤防に食い込み、堤防を傷つけないように、堤防法肩付近に土俵、土のうを置き、その上にロープや縄を乗せ、堤防を傷つけないようにするための土俵や土のうのこと。

煽り止め・・・・・・・・・・むしろ張りやシート張りなどの工法で、むしろやシートが洪水によってめくれないように重り土のうなどで押えることをいう。

重り土のう・・・・・・・・・・おどり止めやあみ工などに、重りとして用いられる土のうや土俵をいう。

(2) 縄使用上の用語

控え縄・・・・・・・・・・木流し、むしろ張り工などの工法に用いられ、堤防裏法肩付近の止め杭結束され控えとするもの。扣え縄とも書く。

二子縄・・・・・・・・・・一重縄では強度が不足する場合、縄編機などで二重の縄にして用いる。

三子縄・・・・・・・・・・二子縄より更に強度が要求される場合、縄3本を束ねて使用する。

使用箇所：木流し工の木と重り土のうとの結束、むしろ張り工のむしろ縫い用の縄など。

舟結び・・・・・・・・・・むしろ張り工の力竹縄を結ぶときに用いられる。

「の」の字結び・・・・・・重り土のうに縄を結束するとき、又は、表むしろ張り工のむしろ吊り縄と骨竹とを結束するときなどに用いられる。

いば結び・・・・・・重り土のうに縄を結束するときなどに用いられる。

みみかくし・・・・・・むしろ張り工のむしろ最下端に重り土のうを結束する方法あるいは木流し工において、幹に縄をみみかくしに結束し、重り土俵、重り土のうを結び付ける。

(3) 杭に関する用語

留め杭・・・・・・控えとして用いられる縄、ロープ、鉄線を結束するために打ち込まれる杭。止め杭とも書く。

控え杭・・・・・・釜段工や月の輪工として積み上げた土俵や土のうが滑動しないように、串刺し状に打ち込む杭のこと。

並べ杭・・・・・・杭打ち積み土俵工などで積み上げる土俵、土のうが通りよく並ぶように、一直線に約60cmくらいの間隔で打ち込んだ杭。

押さえ木・・・・・・杭打ち積み土俵工の支木の中央部付近を支えるように打ち込んだ杭

千鳥配置・・・・・・千鳥がジグザグに歩く様子からきた言葉で、一直線でなくジグザグに配置することをいう。

(4) 竹に関する用語

小割竹・・・・・・太い丸竹を何本かの小さい竹に割って、しがらみ組などにして用いる竹

半割竹・・・・・・丸竹を半分に割って用いる竹で、中の節を取って桶として用いることもある。

2年子竹・・・・・・老竹でなく柔軟性のある2年目位の竹をいう。

力竹・・・・・・むしろ張り工に用いる竹で、縫いあげたむしろの上、下端に取り付ける丸先でむしろ縫い縄を舟結びで結束する。

骨竹・・・・・・むしろ張り工のむしろを補強するために、細目の竹を互い違いにむしろに縫い込む竹をいう。

竹針・・・・・・むしろ張り工のむしろ1枚1枚を縄で縫うとき、針のようにして用いる先をとがらせた竹をいう。

竹ピン・・・・・・川裏側でむしろ張り工を行う場合、むしろの重ね合わせ部分に半割竹を当て、これに2年子竹の竹ピンを50cm間隔位に刺し込み、堤防に密着させる場合などに用いられる。

竹棚・竹しがらみ編み・築き廻し工や土俵羽口工などに用いられ、杭や土俵が一体となって働くように竹を編み上げて補強する策として利用される。

蛇腹編み・・・・・・土俵羽口工などで、竹を交互に編み上げていくこと。

(5) 蓆使用に用いられる用語

針子縫い・・・・・・竹ピンでむしろを止め、煽り止めすることをいう。

(6) その他の難解な水防用語

堤防がうむ・・・・・・堤防が長時間にわたって洪水に侵された場合に生じる現象で、堤防が飽和したいわゆるぬかるみ状態をいう。「うむ」という字は、漢字で「熟む」に当たり、土質用語では「クイックサンド」が適当である。

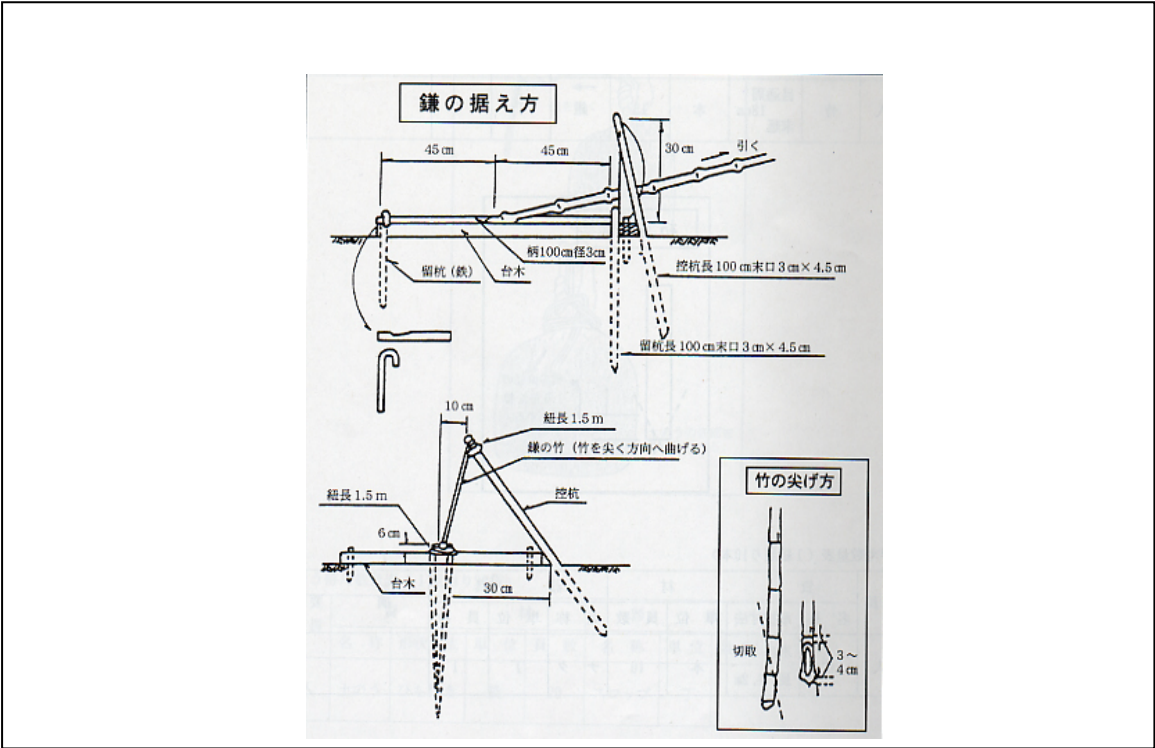
堤防決壊・・・・・・・・堤防の全部又は一部の損壊を意味する用語で、侵食や法崩れも決壊に含まれる。単に堤防決壊という表現では堤防の全部が決壊し、破堤、氾らんしている状態と混同されやすいので、具体的に裏法崩れ、漏水、破堤、氾らんなどの言葉を用いることが望ましい。

パイピング・・・・・・・・堤体内の浸透水圧のため、土中の細かな粒子が洗い流され、堤体にパイプ状の水みちができ、堤防を破壊する原因となる。土質用語で「ボイリング」の一種である。

1 竹尖げ

竹尖げの用途：五徳縫い、折返し、控取り、杭用等

尖 げ 方： 竹の径の5倍位の間を片のめにそぎ、突端には割れを防ぐため節を残す。竹尖げ専用の鎌を台木に取り付け、枕木を地上に打って台木を固定し、1人が鎌に接して折敷の姿勢をとり、他の2人が後から引く。竹を押さえる位置は、竹の元から45cm位の所で竹の節を鎌の刃につけ、竹の幅だけ内にして引けば30cm位に尖がる。



〔鎌の据え方の要点〕

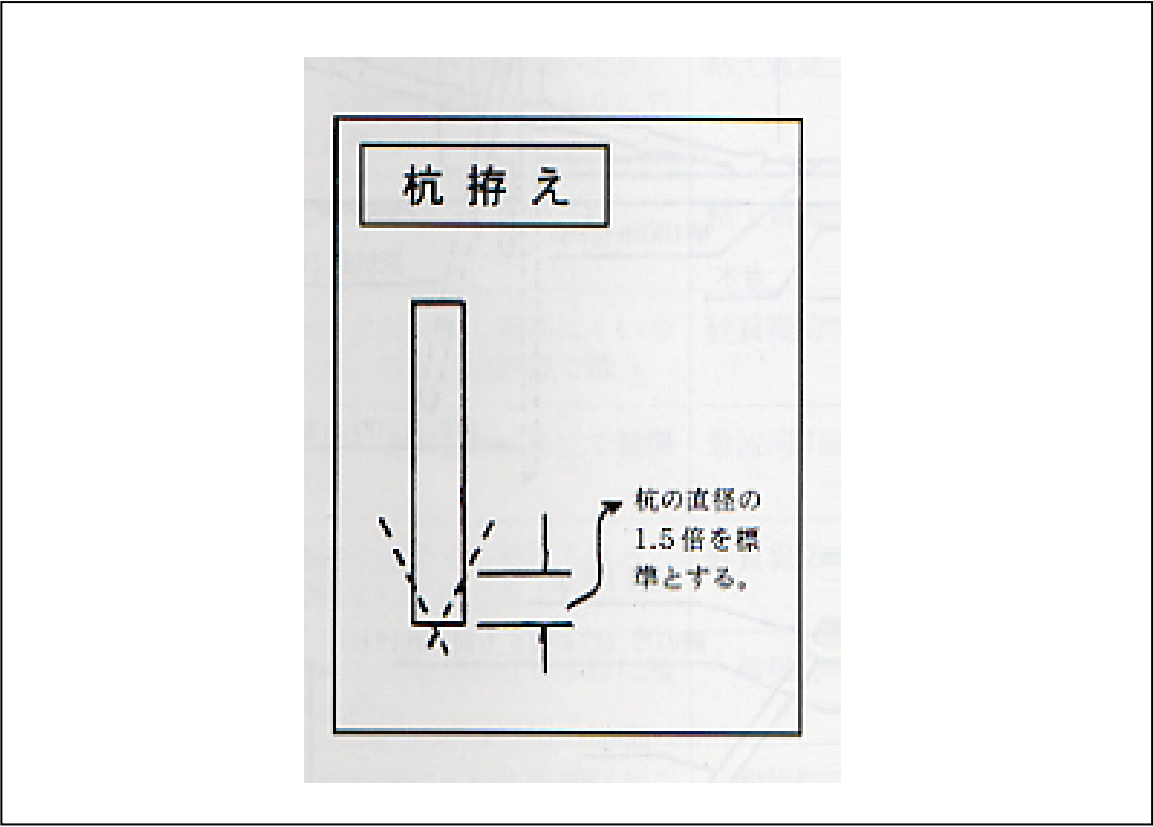
- (1) 鎌の元の縛り方は、麻紐の両端を余して3回廻し、紐の両端で柄を1回宛巻いて、いぼ結びに締め付ける。
- (2) 鎌の先の縛り方は、麻紐を鎌の先の穴に通し、2つ折りにして3回廻し、つつみをかけて、いぼ結びに締め付ける。
- (3) 竹尖げの所要時間は、15分で20本を標準とする。

竹尖げ数量表（1組当たり15本）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
3人	竹	目通り18cm 末延	本	15	鎌	丁	1	

2 杭拵え

拵 え 方： 2人1組で作業し、1人が適当な台木に丸太を立てて支え、丸太を廻しながら、この3面を削りやすいようにする。もう1人がオノかナタで杭の直径の1.5倍位の箇所から3面を削る。

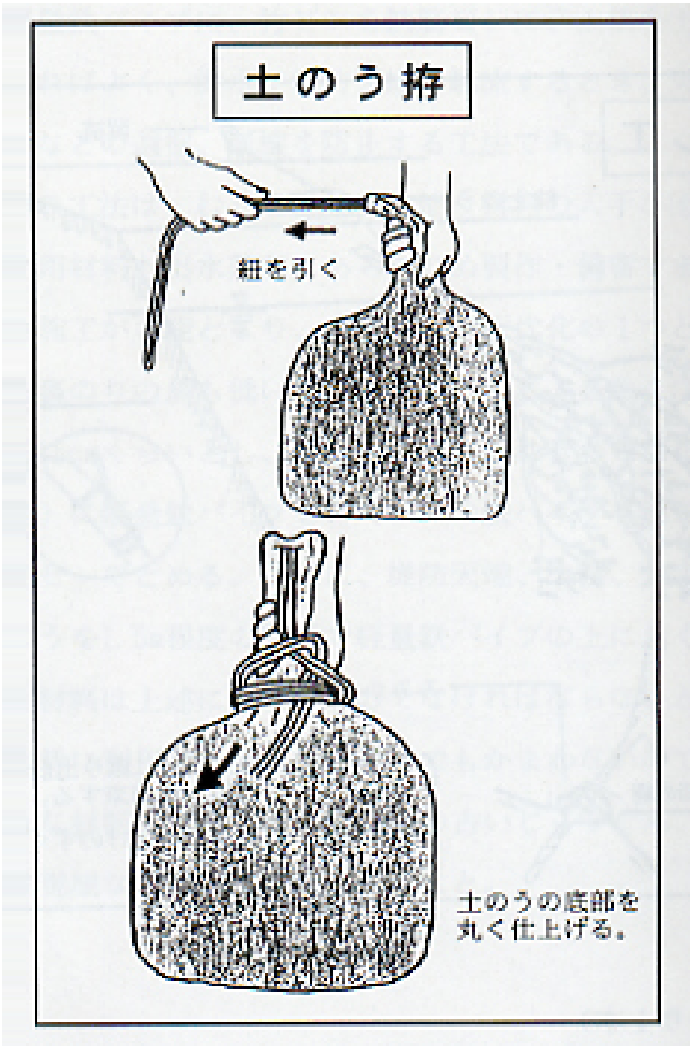


杭拵え数量表（1組当たり10本）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
2人	竹	末口 長1.2m	本	10	ナタ	丁	1	

3 土のうの作り

拵 え 方： 土のうに土砂30kg～50kg位均等に詰め、袋の端に出ている紐を引いて袋口を絞る。絞り終えたら、紐を2～3回廻して紐の出口を上から下へ通し、引いて締める。



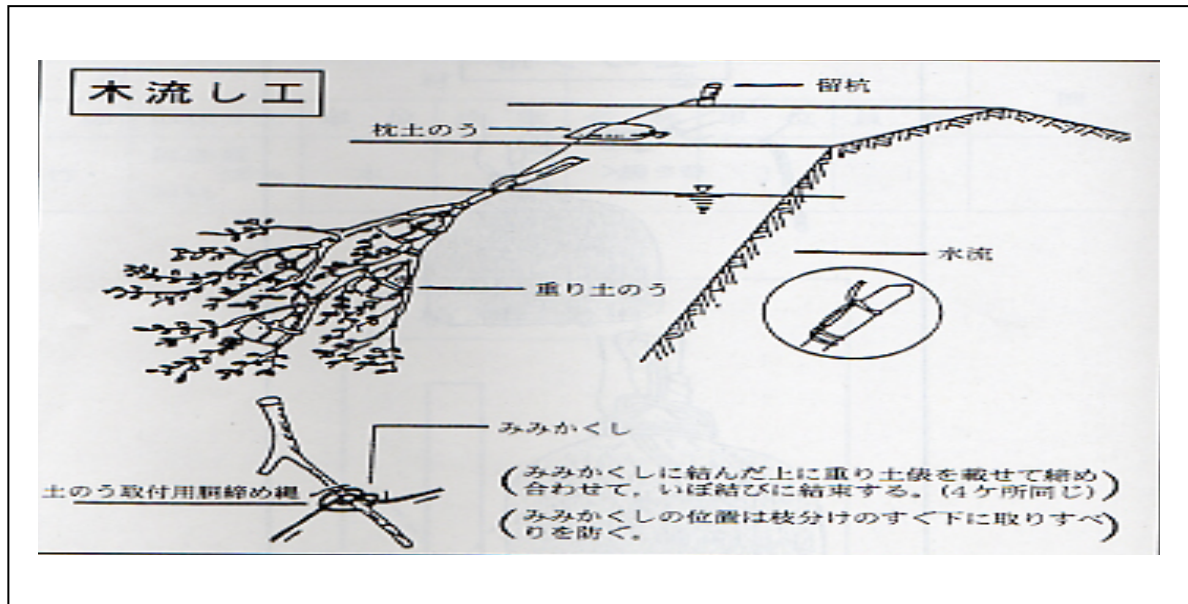
土のう拵え数量表（1組当たり20袋）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
2人	土のう	紐付き	袋	20	スコップ	丁	1	

4 木流し工（竹流し工）

目 的： 急流部において、流水を緩和して川表堤防崩壊の拡大を防止する。
また、緩流部においても波欠け防止に使われる。

拵 え 方： 枝葉の繁茂した樹木（又は竹）を根元から切り、枝に重り土のう（石俵）を付け、根元は鉄線で縛り、その一端を留杭に結束して、上流より流しかけて崩壊面に固定させる。



木流し工数量表（1組当たり1本）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	雑木	長 約5.5m 末口 9m	本	1	掛矢	丁	1	
	杭	長 約1.2m 末口 9cm	本	1	ペンチ	丁	1	
	土のう	紐付き	袋	5				
	二子縄 (木との接合)	長 5.5m (2ツ折)	本	4				
	三子縄 (吊り縄)	長 約14.5m (2ツ折)	本	4				
	鉄線	10# 亜鉛鍍金	m	20				天端幅により加減

5 シート張工

(1) 裏シート張工

目 的：越水防止工法の補強策

使 用 資 材：防水シート、軽量鉄パイプ、鉄筋ピン、土のう

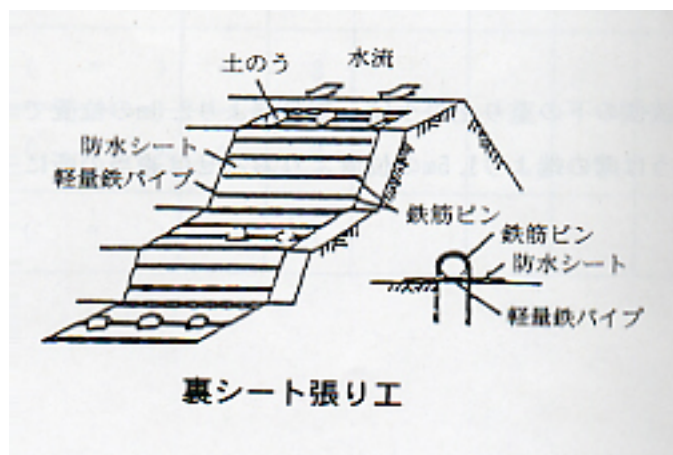
使 用 工 具： この工法は、裏むしろ張り工の主要材料のうち、むしろを防水シートに、半割竹を軽量鉄パイプに、竹ピンを鉄筋ピンに、土俵を土のうに置き換えた工法と考えればよく、洪水が堤防天端を越流するとき、天端、裏法、裏小段、犬走りなどの洗掘、崩壊を防止する工法である。

この工法は、むしろ張り工に使う材料の入手困難なときに採用され、その使用材料も出水前にあらかじめ製作・備蓄でき、かつ、水防時の使用力化、緊急施工が可能となり、水防工法の近代化の一つといえる。

手 法： 堤防裏法の最も低い部分から敷き始め、シートの重ね合わせを15cm位とし、張り始め、重ね合わせ部及び中間部（1mピッチ程度）に軽量鉄パイプを当て、この鉄パイプを固定するために、約50cm間隔に鉄筋ピンで止める。

更に、堤防天端、小段、犬走りなどの水平部分に重り土のうを1.5m程度の間隔で軽量鉄パイプの上に置く。

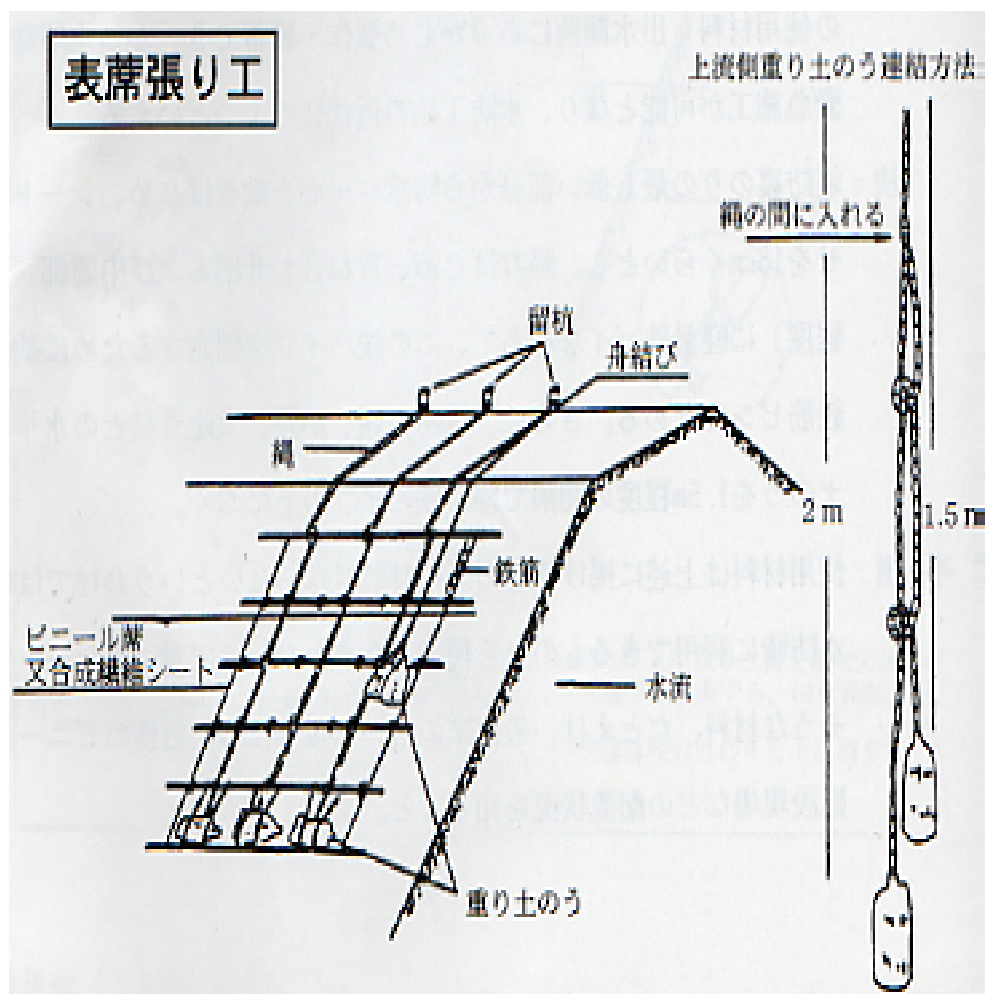
注 意 事 項： 使用材料は、上述に掲げるものでなければならないというわけではなく、緊急水防時に利用できるものなら何でもかまわないので、常に裏シート張り工に使えるような材料、例えば、一般住家の古いじゅうたん、近傍のビニールハウス、建設現場などの配置状況を知ること。



(2) 表蓆張り工

目 的：川表法崩壊及び透水防止

拵 え 方： 崩壊面の大きさに応じ、蓆を9枚、12枚、あるいは15枚を縄で縫い合わせ（シートを使用する場合は縫い合わせる作業はない。）、横に90cm間隔に骨竹を粗く縫い付け、下端に重り土のうを取付け、これを芯にして簀の子巻きとし、天端から廻し、縄を徐々に緩めて垂れ降ろし、所々に小割竹（長さ45cm、幅2cm位）を折り曲げて針子縫いをし、煽り止めの重り土のうを載せて固定させる。



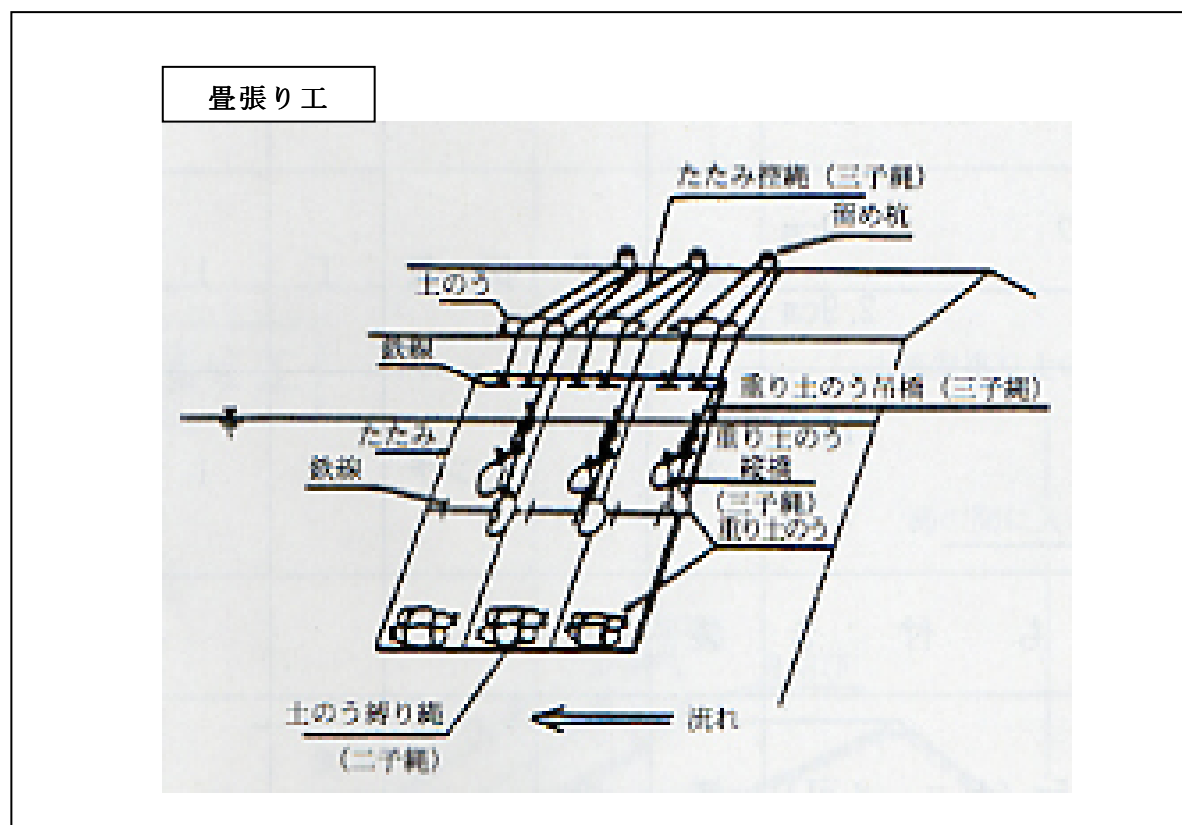
表蓆張り工数量表〔ビニール蓆又は合成繊維シート使用〕（１組１枚当たり）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	蓆	ビニール蓆 90cm×180cm 又は 合成繊維シート 5.0m×2.7m	枚 枚	9 1	縫針	個	2～3	合成繊維シートの場合、縫針は不要
	竹	目通り 9cm 長 2.9m	本	6	掛矢			
	杭	末口 10cm 長 1.2m	本	3	ペンチ			
	土のう	紐付き	袋	5				枕土のう外 3袋
	二子縄	長 3.5m (ビニール可)	筋	2				合成繊維シートの場合 は不要
	二子縄	長 5.5m (ビニール可)	筋	2				合成繊維シートの場合 は不要
	二子縄	長 6.5m (ビニール可)	筋	6				
	二子縄	長 61.0m (ビニール可)	筋	1				
	蓆吊縄	長 11.0m (ビニール可)	筋	3				
	三子縄	長 12.0m (ビニール可)	筋	3				
	三子縄	長 7.5m (ビニール可)	筋	2				
	三子縄	長 14.5m (ビニール可)	筋	1				

6 畳張り工

従来より使われている表蓆張り工と同様な効果を期待して考案された方法であり、出水時に付近から集められやすい古畳を利用するものである。

畳2枚を縦方向に鉄線で2箇所連結し、下端に鉄線及び二子縄で重り土のうを縛り、上端に鉄線を介して扣縄を結び、この2枚1組を順次滑り落とし、川裏に打ち付けた留杭に固定し、最後に重り土のうを上流端に置いていく。



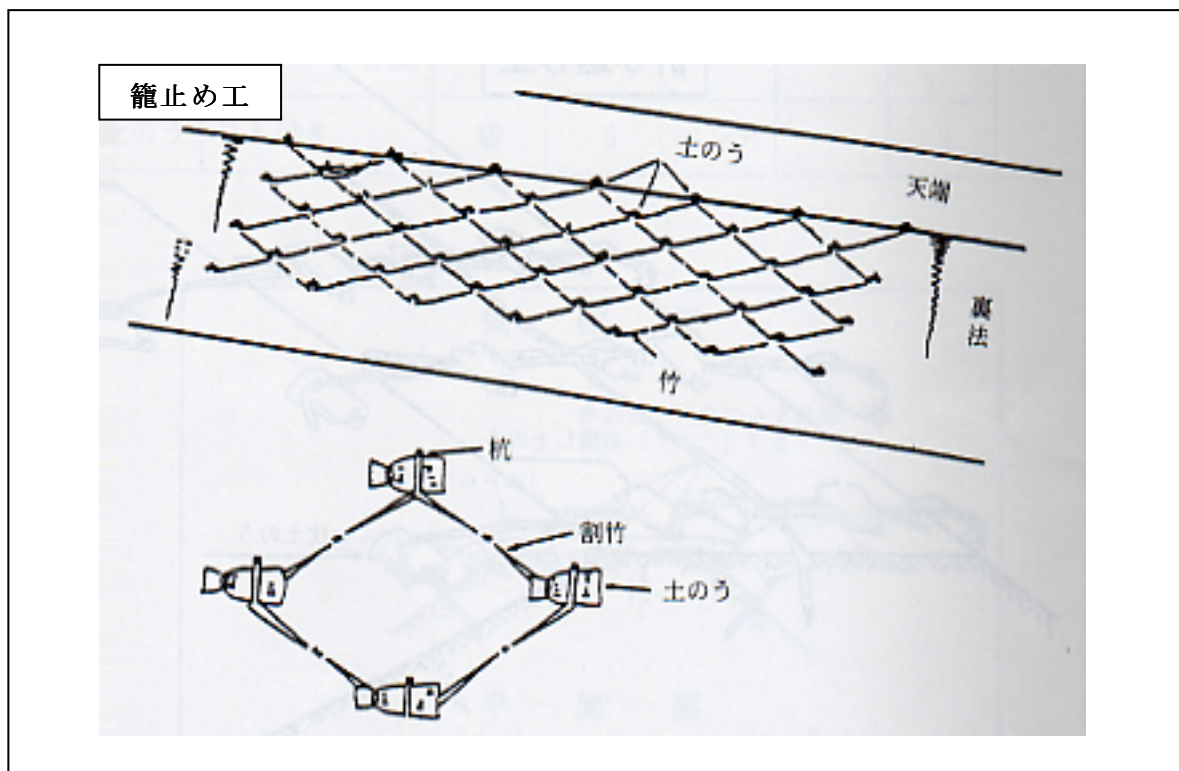
畳張り工数量表

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	畳	1.8m×0.9m	枚	6	掛矢	丁	1	
	木杭	長 1.2m 末口 10cm	本	3	ペンチ	丁	3	
	土のう		袋	15				
	鉄線	# 8 1.5m	本	18				
	たたみ扣縄 (三子縄)	12m	本	16				
	重り土のう 吊縄 (三子縄)	14.5m	本	3				
	重り土のう 縦縄 (三子縄)	7.5m	本	6				
	たたみ下端 重り土のう 縛り縄 (二子縄)	7.0m	本	6				

7 籠止め工

目 的：川裏法面亀裂崩壊防止

拵 え 方： 2 m 間隔に長 1.8m 内外の杭を打ち込み、その中間に互の目に杭を入れ、斜めに各々の杭に割竹で繋ぎ合わせ、杭ごとに重り土のうを載せる。もし、堤体が軟弱な場合には、敷組耳朶をして重り土のうを載せる。



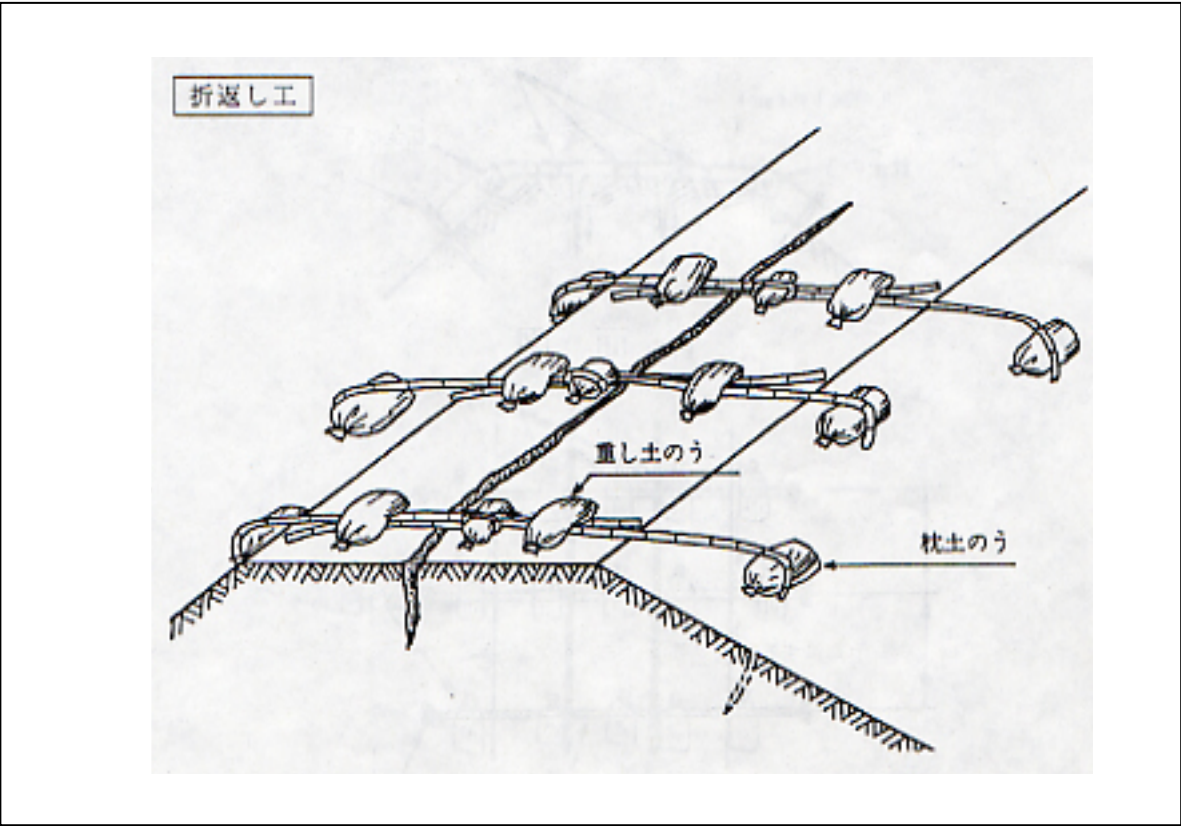
籠止め工数量表（1 箇所当たり 2 m 間隔）

名称	形状寸法	単位	員数	摘要
かます		枚	4	
竹	目通り 15cm、長 2.5cm	本	4	
小杭	長 2 cm 末口 10cm	本	4	
二子縄	大玉 20kg（5 貫）	玉	0.1	
鉄線		kg	0.6	竹結束用

8 折返し工

目 的：堤防天端に亀裂が生じた場合、崩壊を防止する。

抑 え 方： 天端の表法と裏法とに竹を突き刺し、その根元に土のうを置き、これを枕にして竹を折り曲げ、中央で双方の竹を折り返して引きかけ、縄で結束する。竹の折返し部分は破損しやすいため、麻袋などを丸めて芯にする。また、竹の締まり具合を良くするため、天端に重り土のうを載せる。

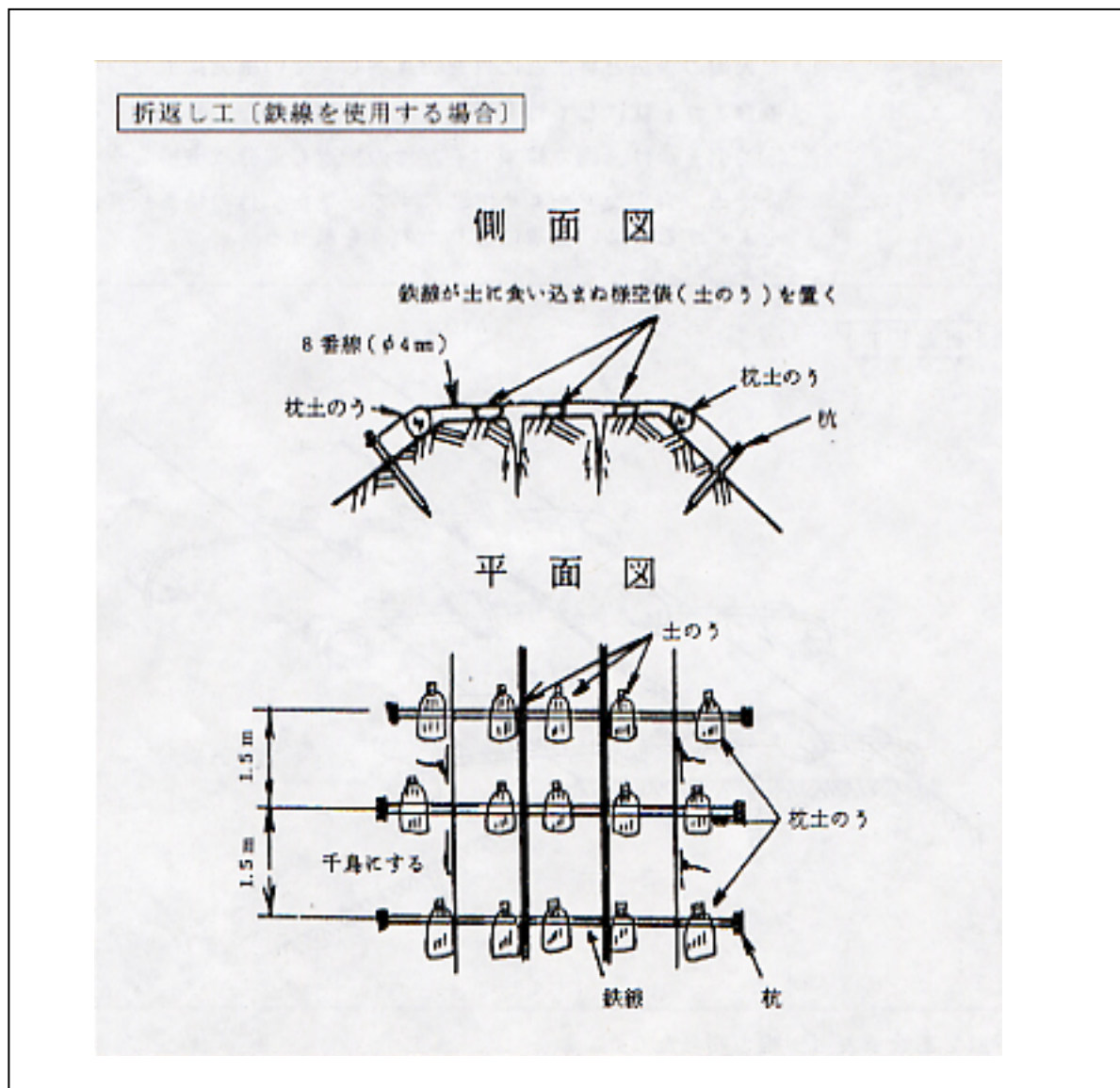


折返し工数量表（1組1筋当たり）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	竹	目通周18cm	本	2	ナタ	丁	2	
	土のう	ひも付き	袋	5	掛矢	丁	4	
	麻袋		個	1				
	二子縄	長 1 m	筋	4				

(鉄線を使用する場合)

竹の代わりに鉄線と木杭により行う。



折返し工数量表(鉄線使用)(1組1筋当たり)

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	鉄線	8 #	本	1	ナタ	丁	1	
	杭	末口 10cm 長 1.5m	本	2	掛矢	丁	1	
	土のう	ひも付き	袋	5	ペンチ	丁	1	

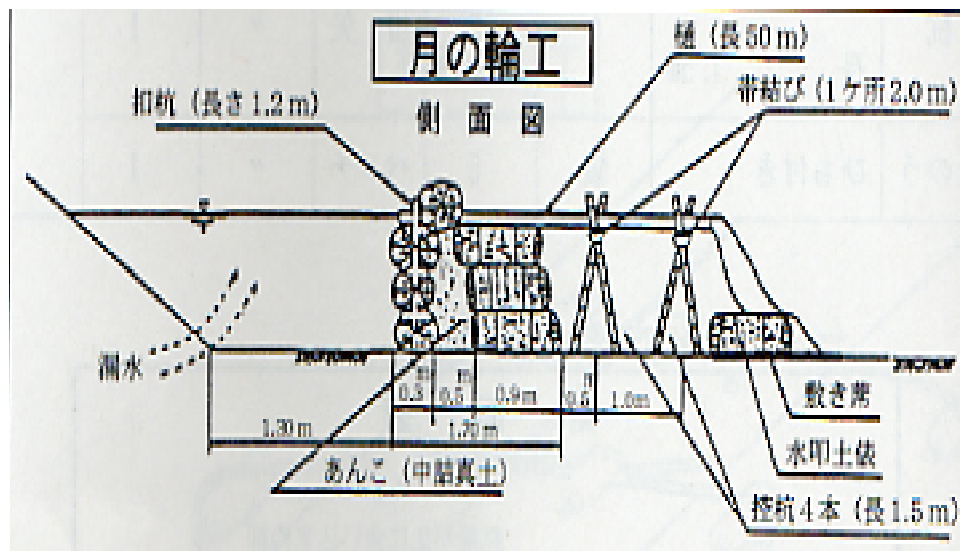
9 月の輪工

目的：川裏の漏水を堰き上げて浸透水の圧力を弱める。

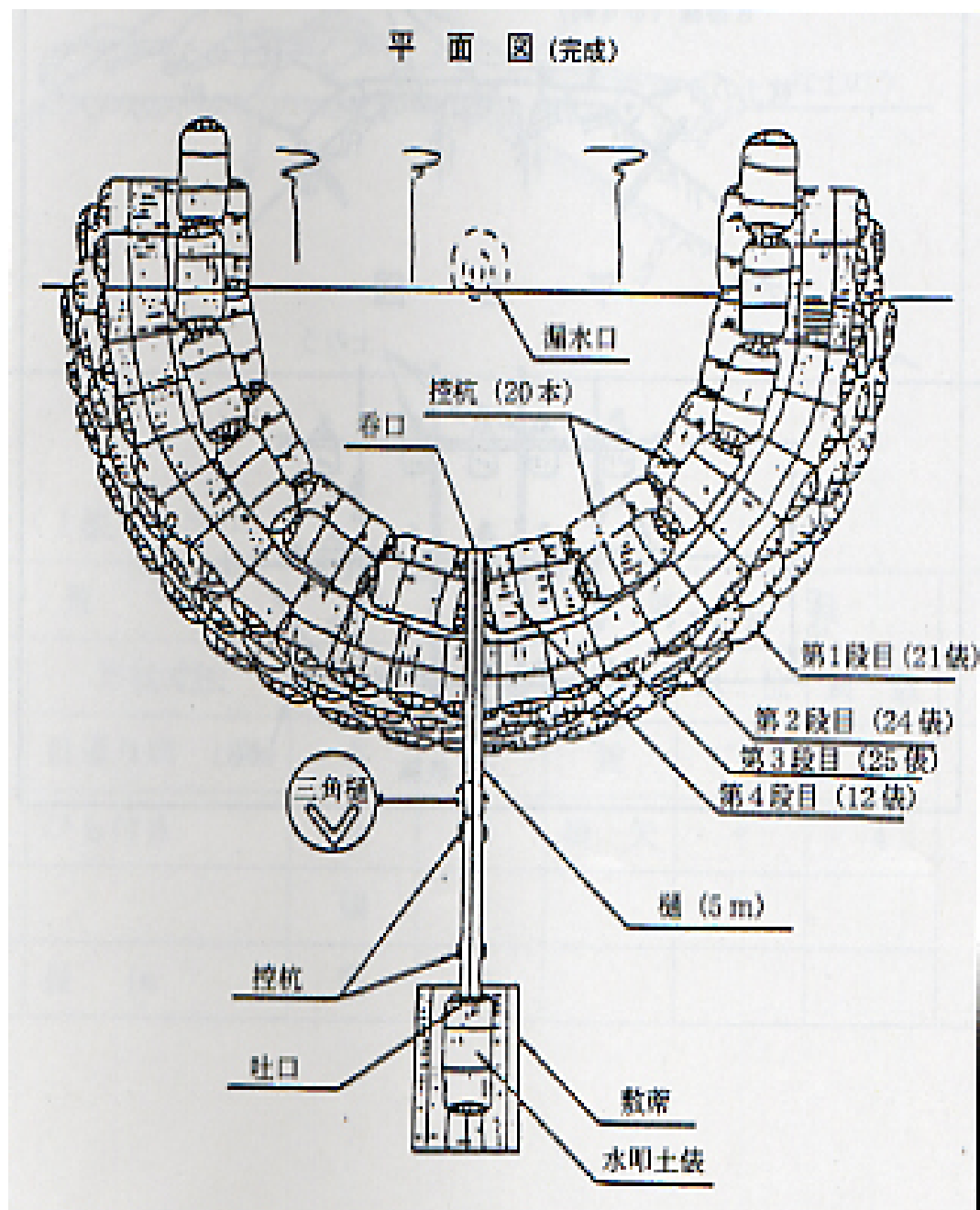
拵え方：漏水口の周囲法先に土俵を半月状（半径 1.8m）に積み上げ、この中に漏水を淀ませて、上透水を堤内の水路などに放流させる。

土俵積みの高さは、水压を弱める程度とし、三俵重ね以上にするとときは、留杭又は棚杭を打つ。流し口には桶をかけて透水を導き、その落下点には、蓆等を敷き洗掘を防ぐ。

また、土俵と土俵の間には土を詰め、十分に踏み固めて隙間からの漏水を防ぐ。



平面图 (完成)



月の輪工数量表（１箇所当たり）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
25人	土俵	棧俵付き	俵	110	掛矢	丁	2	
	杭	末口 6 cm 長 1.5m	本	20	スコップ	丁	8	
	杭	末口 6 cm 長 1.8m	本	4	モッコ	組	4	
	蓆	0.9m×1.8m	枚	1				
	二子縄	長 2 m	本	2				
	三子縄	長 5 m	本	1				
	土砂		m ³	4				

（土のうを使用する場合）

作業方法は、土俵の場合と同じ。

月の輪工数量表（土のう使用）（１箇所当たり＝半径1.5m）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
25人	土のう		袋	350	掛矢	丁	2	
	鋼杭	長1.2m×φ16mm	本	40	スコップ	丁	8	
	ビニール蓆	1.8m×0.9m	枚	1	モッコ	組	4	
	木杭	末口 6 cm 長 1.8m	本	4				
	二子縄	2 m	本	2				
	塩化ビニールパイプ	長 5 m φ10cm～15cm	本	1				
	ビニールシート	5 m×5 m (水漏れ防止用)	枚	1				
	土砂		m ³	4				

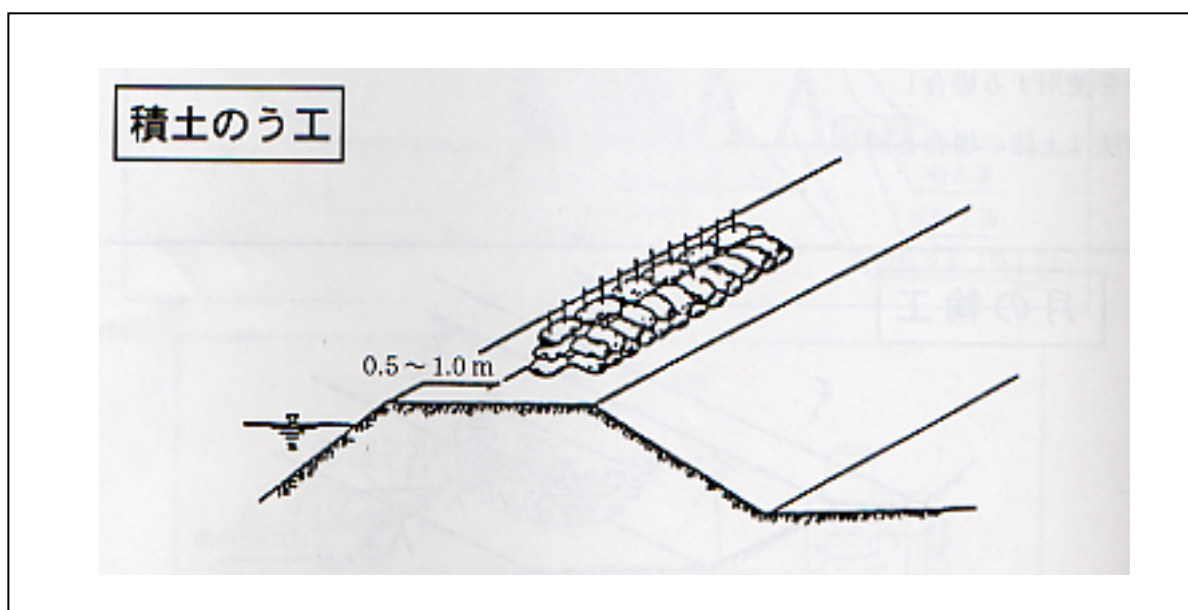
10 越水防止工

(1) 積土のう工

目 的：越水防止

拵 え 方： 表肩が欠け込んでも差し支えないように川表肩から 0.5mから 1 m位引き下げて、所要の高さに積み上げる。一段積は、長手又は小口一段並べとするか、長手並べにする。三段積は、全面長手3段に、いも継ぎを避けて積み、裏手に控えとして小口二段積とし、木杭又は竹等を串刺しとする。

また、土のうの継目には、土を詰めて十分に固める。



積土のう工数量表（1組当たり）10m当たり

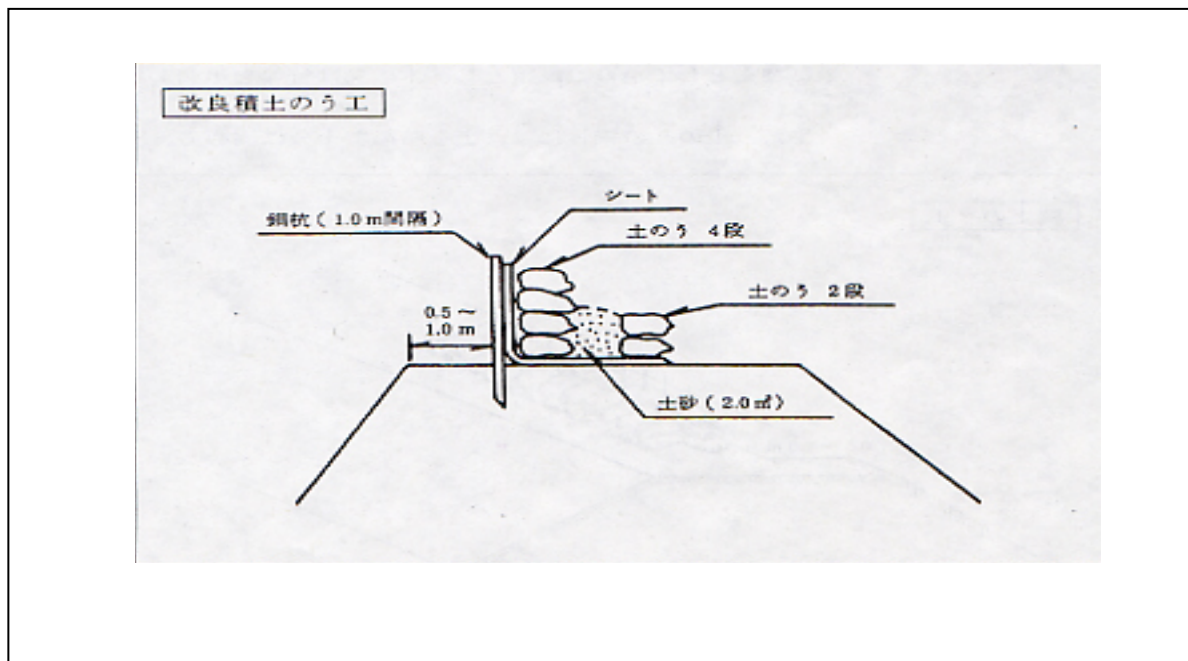
人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
20人	土のう		袋	140	掛矢	丁	2	
	鋼杭	長 1.2m φ 16mm	本	40	スコップ	丁	4	
	土砂		m ³	2	モッコ	組	3	

(2) 改良積土のう工

(改良積土のう工。シート使用の場合)

目 的：越水防止

拵 え 方： 川表肩から 0.5m～1 m位引き下げて、川表側透水防止用の合成繊維シートを張り、1 mごとに鋼杭を打ち込んで固定させ、その内側に土のうを数段の高さに積み、更に、その後に控え土のうを積み、中詰め土砂を入れて安定を図る。



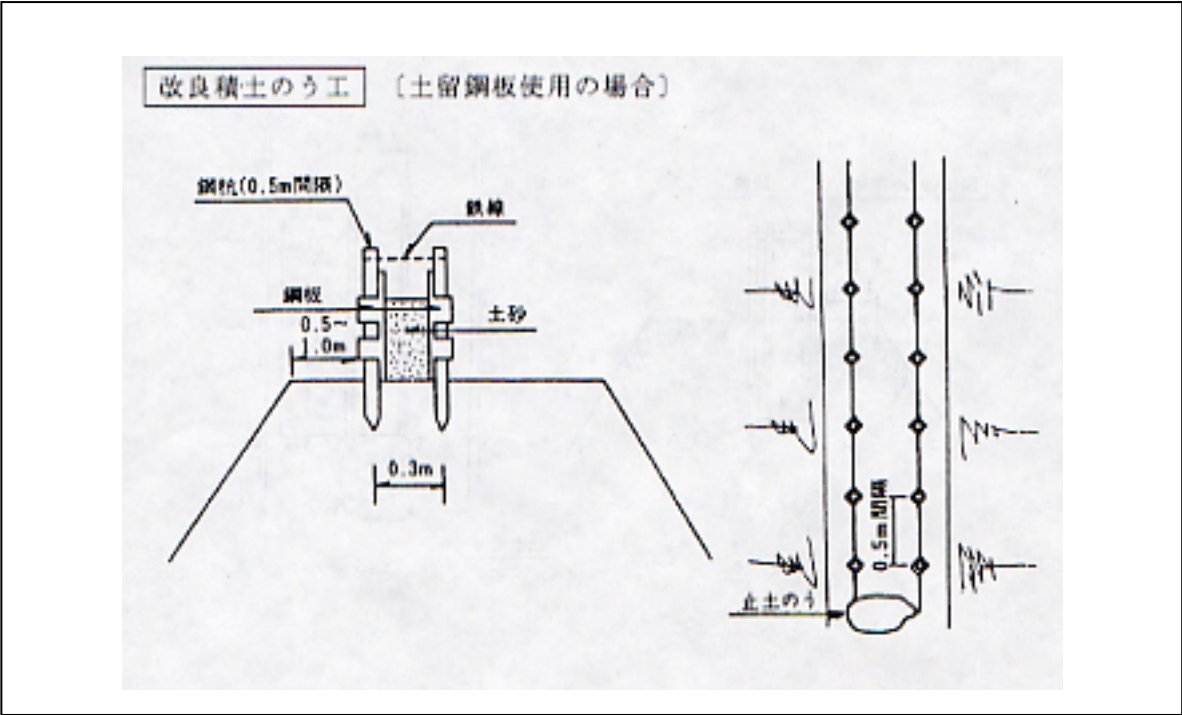
改良積土のう工数量表（シート使用の場合）（1組当たり）10m当たり

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
20人	シート	長 10m 幅 2 m	枚	1	掛矢	丁	2	
	鋼杭	長 1.2m φ 16mm	本	11	スコップ	丁	4	
	土のう		袋	140	モッコ	組	3	前3段 後2段
	土砂		m³	2				

(改良積土のう工、土留鋼板使用の場合)

目 的：越水防止

拵 え 型： 川表肩から 0.5m～1 m位引き下げて、土留用に加工した鋼板に支柱
(丸パイプ) を 0.5m間隔に通し、数枚つなぎ合わせて川表と川裏に立
て、支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定を図る。

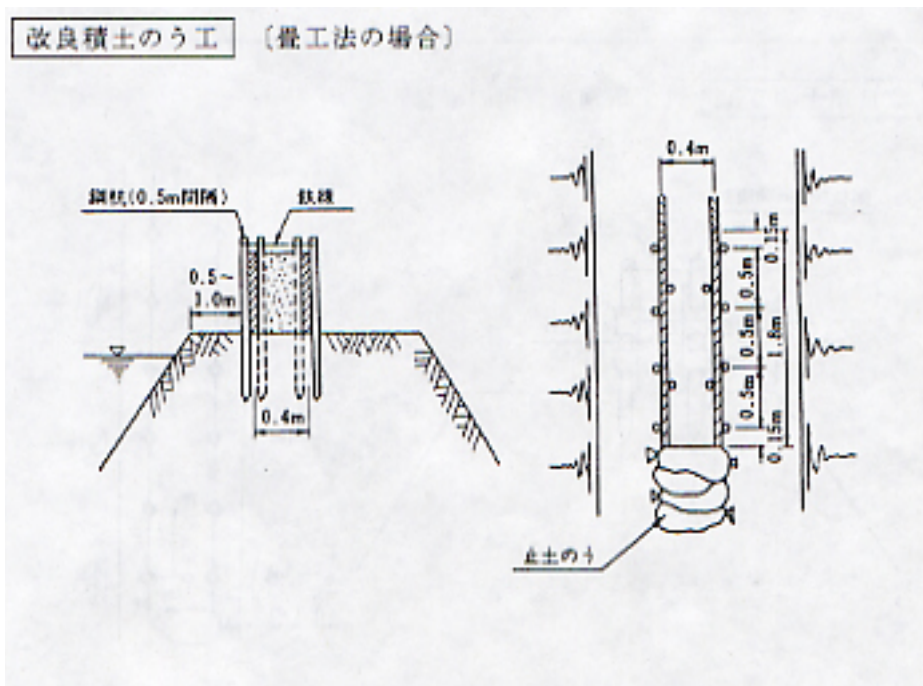


改良土のう工数量表（土留鋼板使用の場合）（1組当たり）10m当たり

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
20人	土留鋼板	長 1.8m 幅 43cm	枚	28	掛矢	丁	2	
	丸パイプ	長 1.5m φ 48.6mm	本	30	スコップ	丁	4	
	鉄線	#10 長 2 m	本	15	モッコ	組	3	
	土のう	小口止用	袋	30				
	土砂		m ³	3				

目的：越水防止

表と川裏に立て、支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定を図る。



改良積み土のう工数量表（疊工法の場合）（1組当たり）10.8m当たり

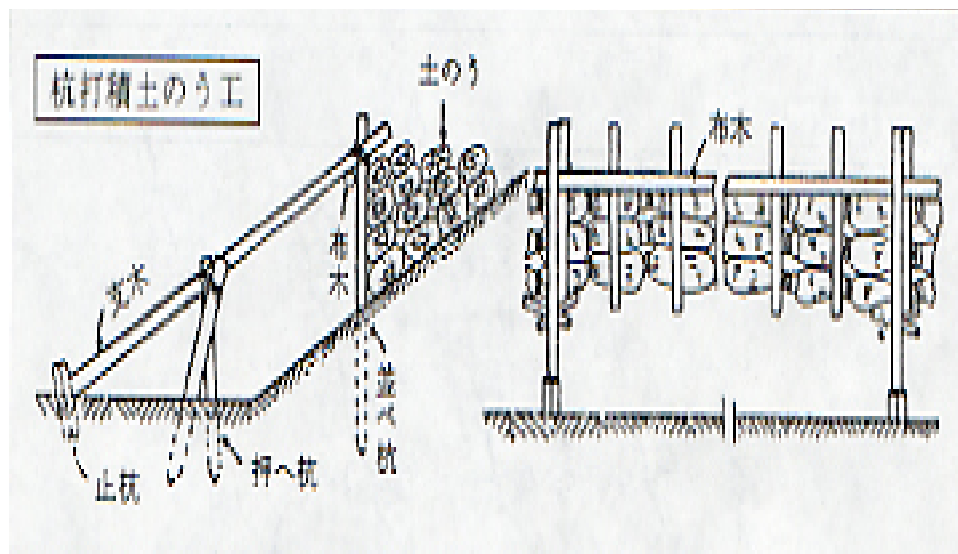
人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
20人	畳	長 1.8m 幅 0.9m	枚	12	掛矢	丁	2	
	丸パイプ	長 2 m φ 48.6mm	本	72	スコップ	丁	4	
	鉄線	# 10 長 2 m	本	24	モッコ	組	3	
	土のう		袋	30				
	土砂		m ³	3				

11 杭打積のう工

目的：川裏法崩壞防止

捨 方： 法先に土のうを長手に積み上げ、その支えに長さ 2.5m内外の杭を心々 0.6mに打ち込み、上部に長さ 5 mの布木を結び付け、更に 4 mの支え木を 3.6mごとに取り付ける。

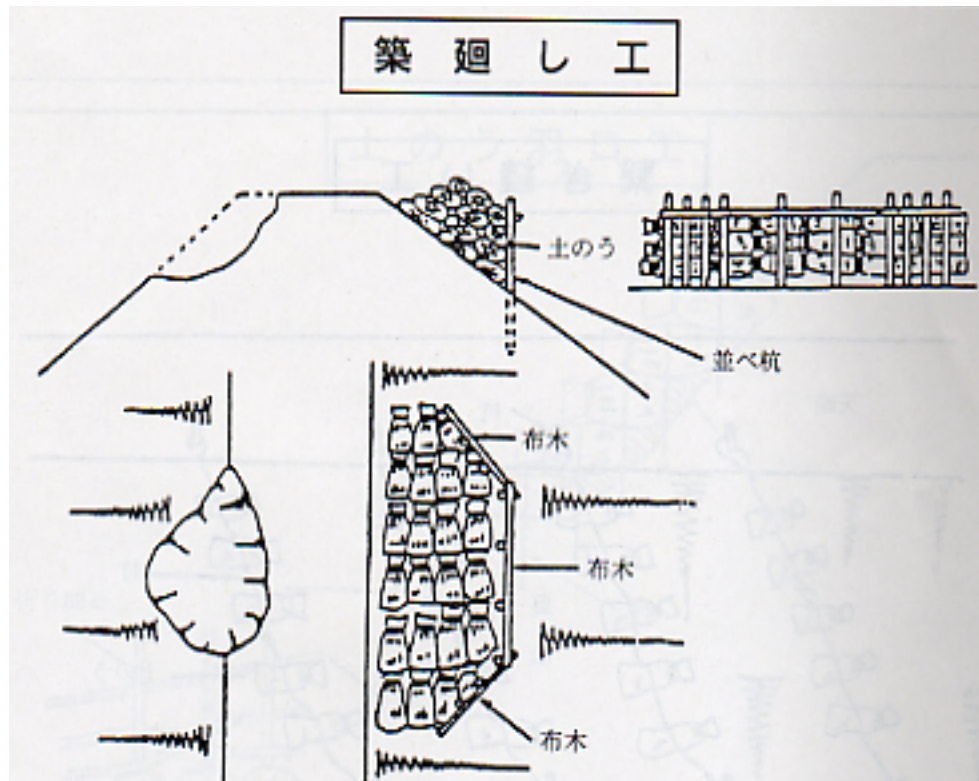
支え木の中に押え杭 2 本を合掌に打って挟み、また、杭木の根元には、杭を 2 本並べて根止めとする。



12 築廻し工

目 的：川表の崩壊、法面の補強

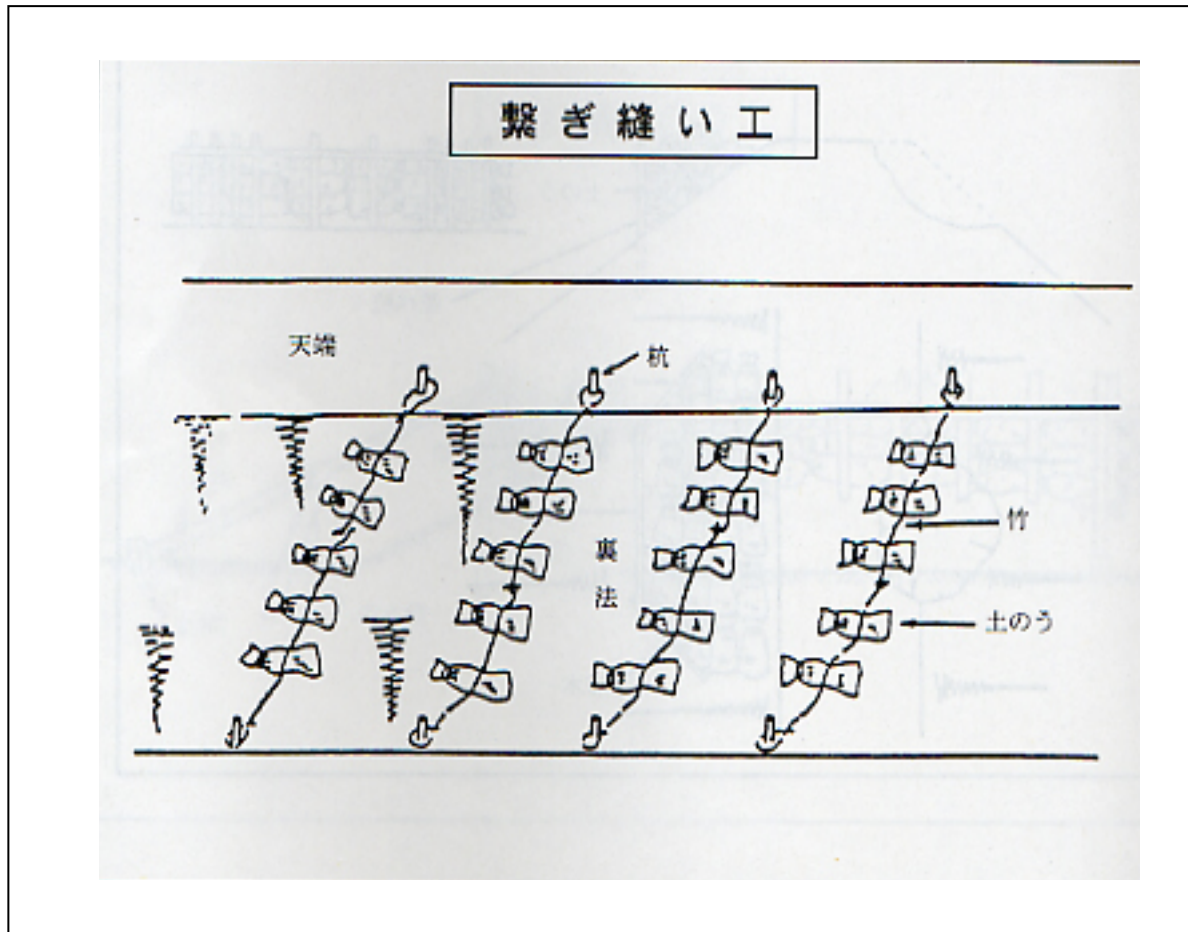
拵 え 型： 心々 0.9m位に杭を打ち込み、竹棚（又は粗朶）を編み付け、内部に土のうを詰める。崩壊箇所は、蓆張りなどを行って川裏に築廻しを流す。



13 繋ぎ縫い工

目 的：亀裂箇所を挟んで裏法崩壊防止

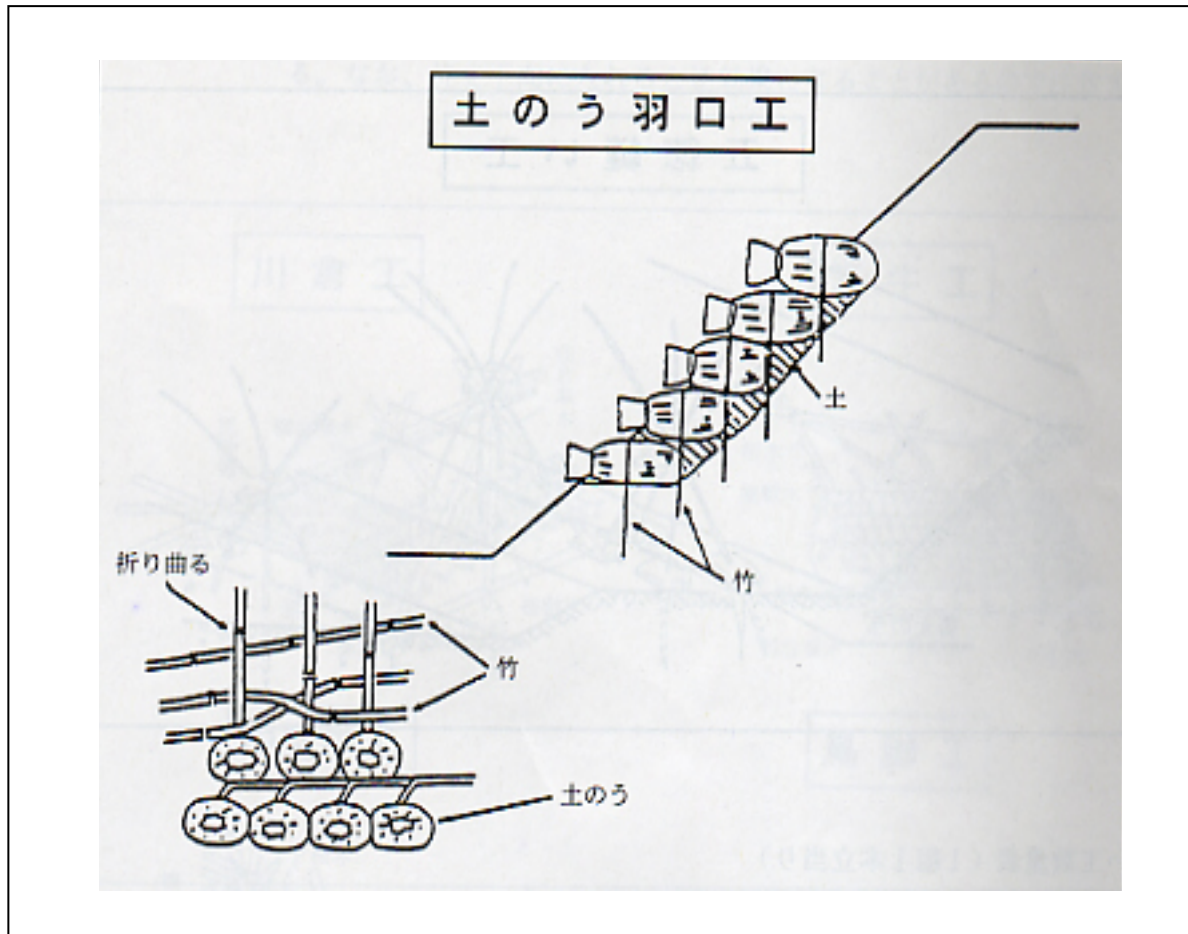
拵 え 型： 長さ 2.7m～ 3.6m、末口 6 cm～ 9 cm の木を 1 m～ 2 m 間隔に打ち込み、その杭に周囲 10cm～15cm の竹を縛り付け、また、天端にも同様に打って、竹を縛り付け、この双方の竹串を約 2 m の継手を残して折り曲げ、引きかけて縄結び、重り土のうを取り付ける。



14 土のう羽口工

目 的：裏法崩壊補強

拵 え 型： 土のうを小口並べに一層積んで蛇腹編みとし、その上に土を置いて踏みならし、順次、半俵引きの勾配で土のうを積み上げ、内側に土砂を詰めて踏み固める。蛇腹編みは、土のうを固定させるために、目通し 6 cm ～ 9 cm の竹を用いる。

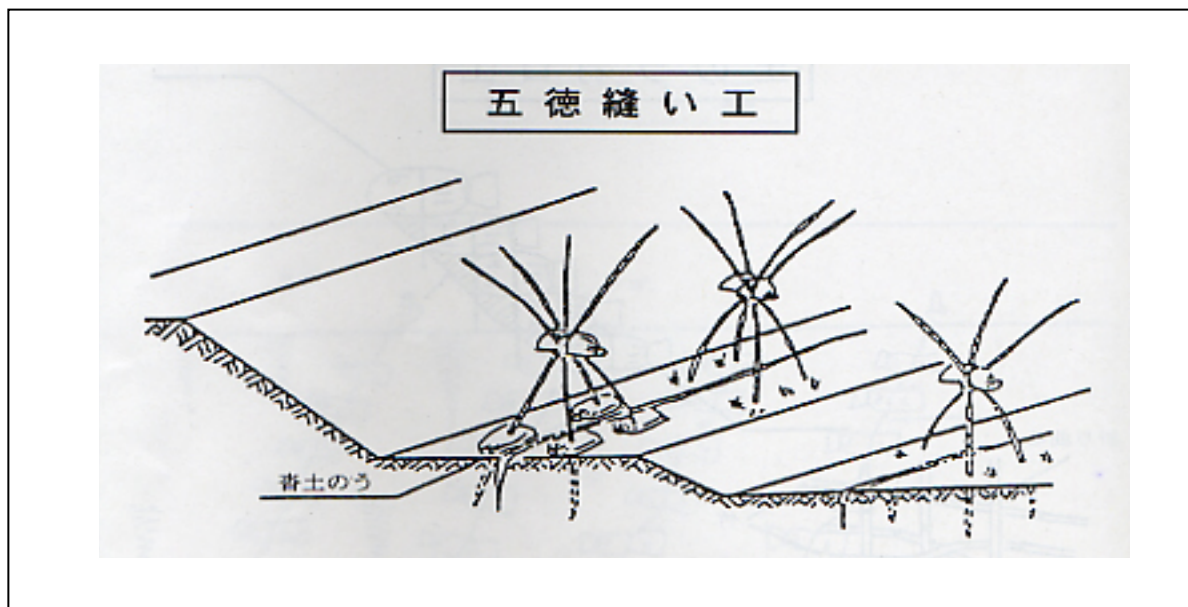


15 五徳縫い工

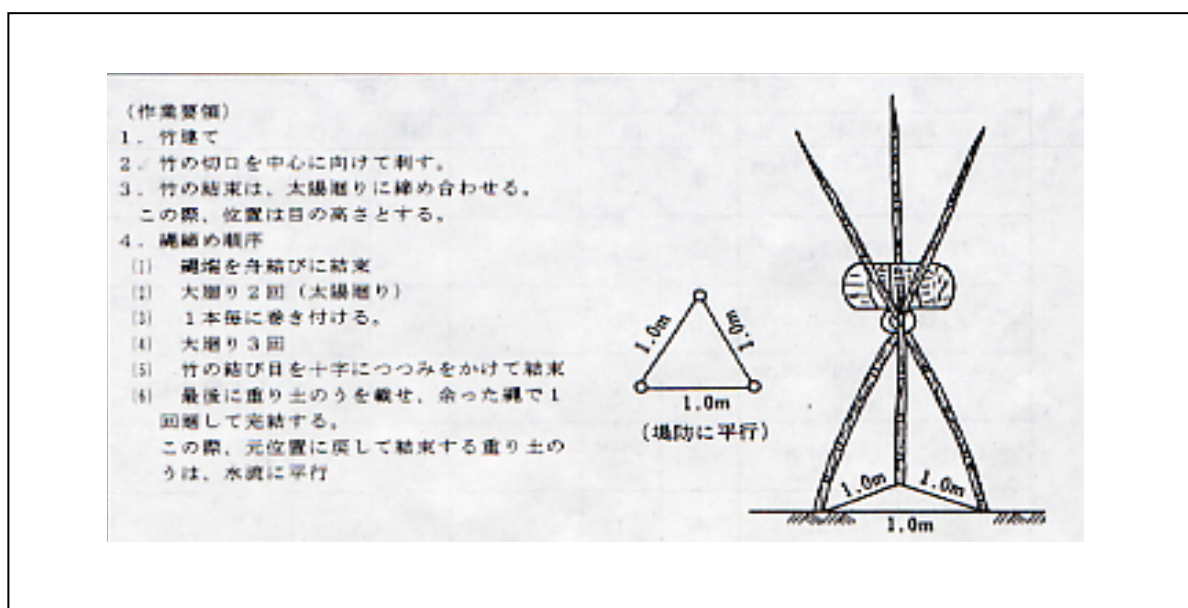
目 的：川裏亀裂、崩壊の拡大防止

拵 え 型： 亀裂を挟んで竹3～4本を、各辺1m位の三脚形又は四脚形に深く突き刺し、地上1.2m～1.5m位の所で一つに縄で結び、その上に重り土のうを載せる。もし、亀裂の部分に張芝がないとき、又は、堤体が軟弱である場合は、沓土のうを用いる。

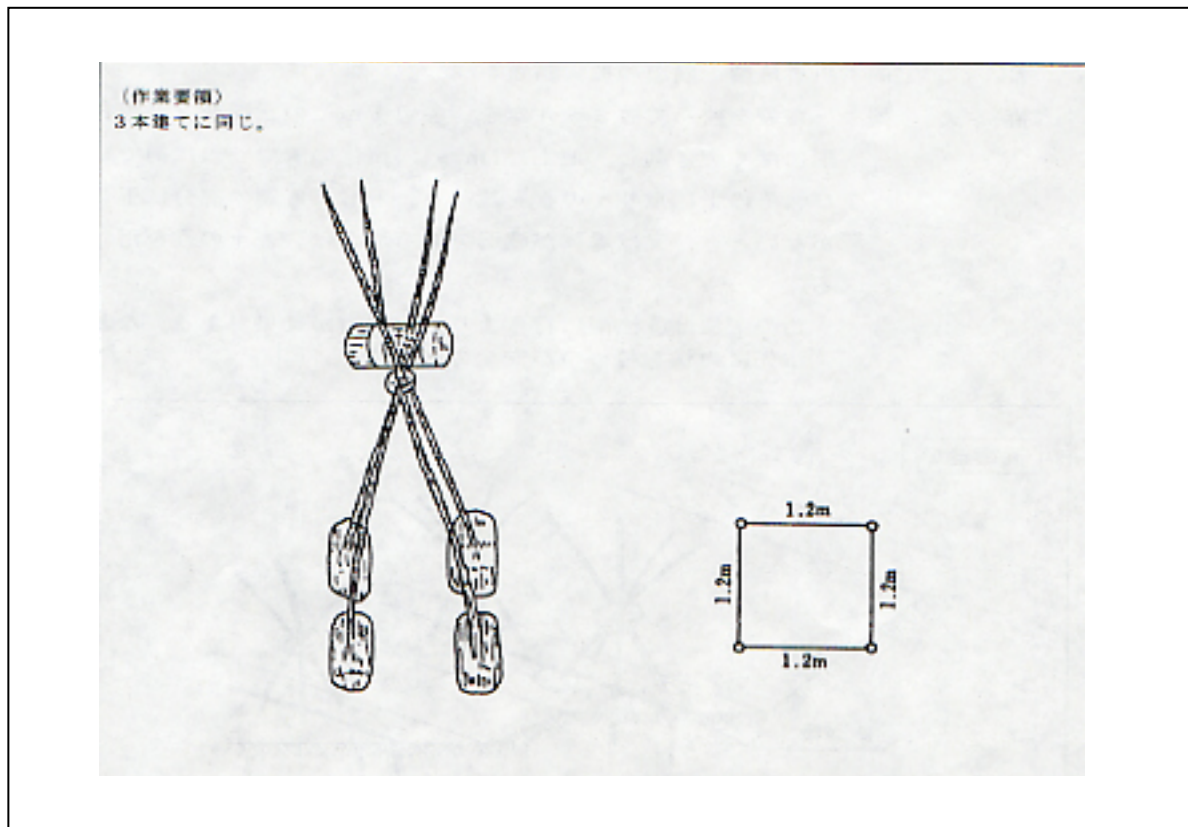
この工法は、法面に行くより法先の方が効果がある。なお、法先に力杭を打つのが安全である。



(その1 3本建)



(その2 4本建)



徳縫い工数量表（1組1本建当たり）

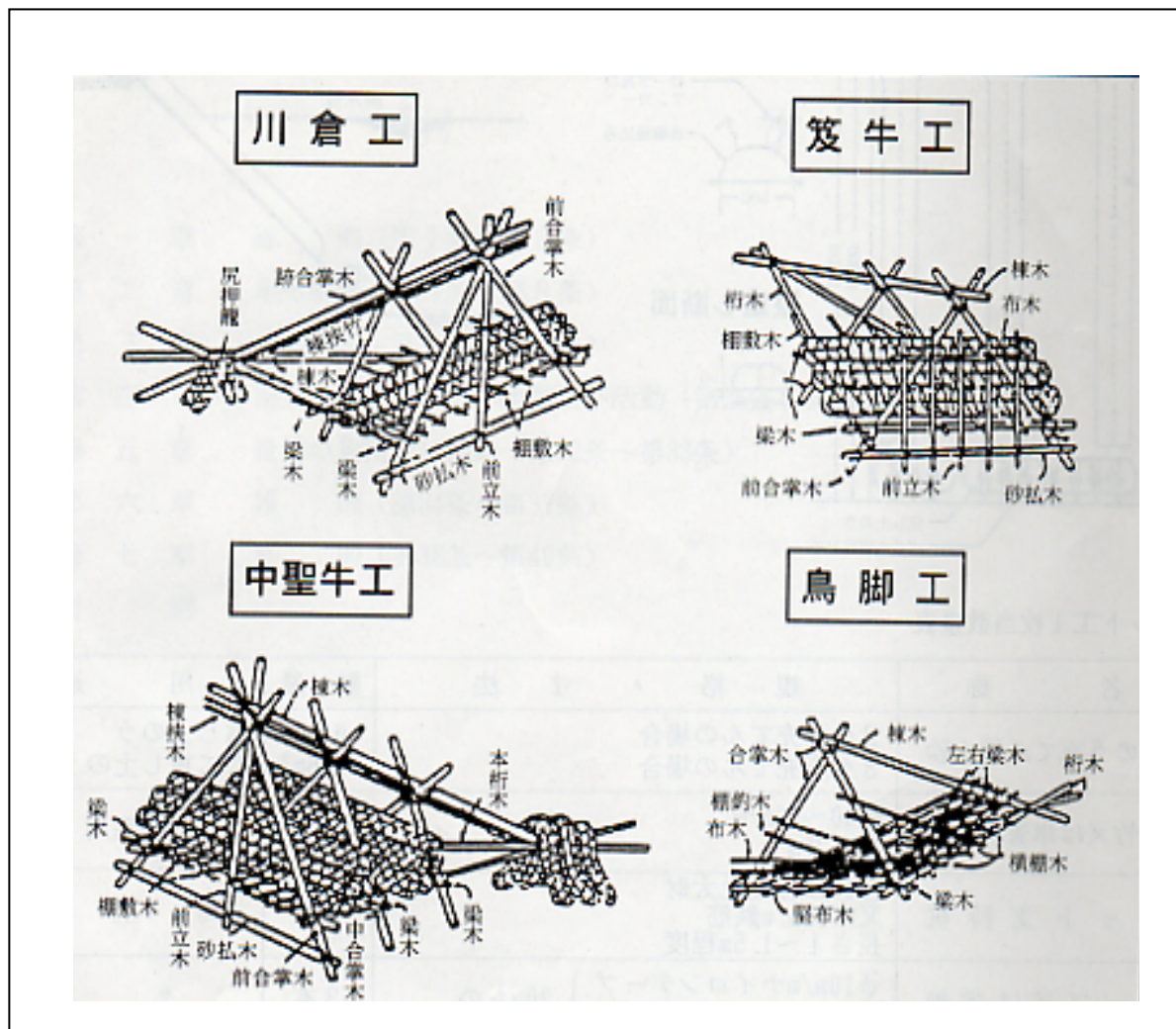
人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	竹	目通周 18cm 末延	本	3				3本建ての場合
	土のう	ひも付き	袋	4				
	二子縄	16.5m	本	1				
	竹	目通周 18cm 末延	本	4				4本建ての場合
	土のう	ひも付き	袋	5				
	二子縄	16.5m	本	1				

16 中聖牛、川倉、笈牛及び鳥脚

目的：流木の激突を緩和し、堤脚崩壊面の拡大防止

据付け方：この工法は、一般に急流河川に用いられる。堤脚に逆出しに据えて崩壊面を直接保護する場合と本出しに使って水当たりを緩和させる場合とがある。逆出しは、頭部を堤防側に置き、棟木を水流と直角よりやや上向きに水中に入れ、直ちに蛇籠か石俵を重しとして載せる。

上記の杵類を施す箇所は、激流の場合が多いので、押し流されて目的の位置へ沈設することが困難であるから、組立後、要所要所を鉄線などで結んで、作業の終わるまで繫留する必要がある。なお、杵を下向きに入れると逆効果になることがあるので注意する。



17 マット張工

目的：川表法崩壊及び透水防止

拵 え 方：① 堤体にマット支持杭を 1.5m 間隔で打ち込む。

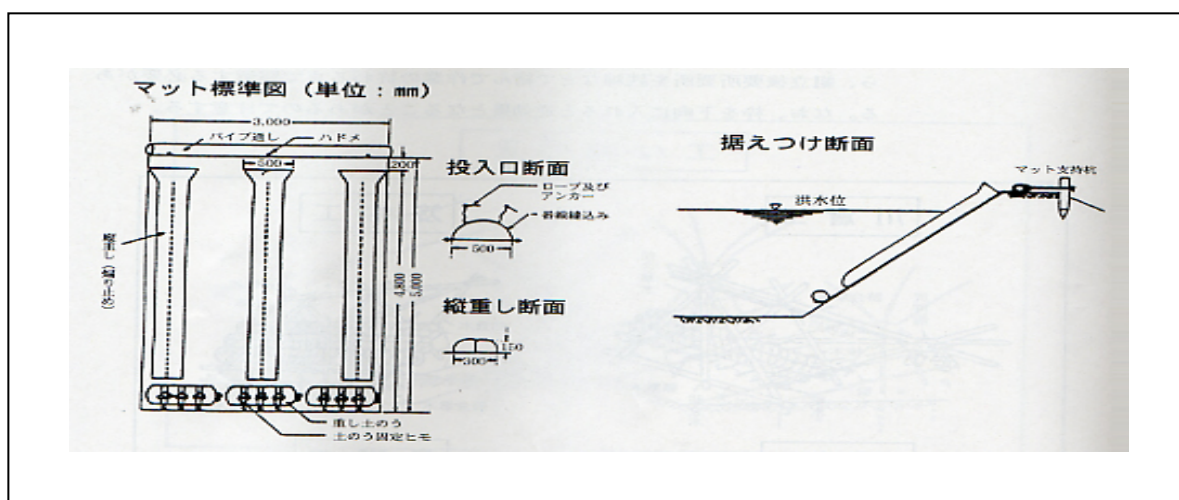
② マットを広げ、土砂を充填した重し土のうを取り付ける。

③ パイプ通しに青竹（又は単管パイプ）を通し、ハドメ穴 3 箇所にロープ（又は番線）を結ぶ。

④ 重し土のうから円筒状に巻き込み、杭と平行に置く。

⑤ 杭にロープ等を結び、マットを法面に転がし広げる。

⑥ 上流側縦重し土のうから土砂を充填して煽りを留める。



名称	規格寸法	数量	用途
土のう充填用土砂	2箇所充填の場合	0.4m ³	縦重り土のう
	3箇所充填の場合	0.6m ³	
青竹又は単管パイプ	径40～50mm 長 3 m	1 本	マット懸垂用
マット支持杭	径10cm程度丸太材又は19mm鉄筋 長 1～1.5m程度	3 本	マット懸垂用
ロープ又は番線	φ 10mmナイロンテープ 又は # 10線程度 20mもの	3 本	
大ハンマー		1 丁	支持杭打設用
スコップ		3 丁	土のう充填用
小運搬具、その他	土砂置場位置、敷設位置による	1 式	

○ 奥州市防災会議条例

(平成18年2月20日条例第317号)

改正 平成20年6月30日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、奥州市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事項及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 防災会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 奥州市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 奥州市水防計画(以下「水防計画」という。)を作成し、その実施を推進すること。
- (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事項(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、46人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 国の指定地方行政機関の職員
 - (2) 県の職員
 - (3) 県警察の警察官
 - (4) 市の職員
 - (5) 市教育委員会教育長
 - (6) 奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部消防長及び市消防団長
 - (7) 指定公共機関及び地方指定公共機関の役職員
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、前条第5項第1号、第2号及び第7号に規定する者並びに学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則(平成20年6月30日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 2

○奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

(平成 18 年 2 月 20 日条例第 324 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 19 条第 2 項及び第 23 条第 1 項の規定に基づき、奥州市非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任用、給与、服務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第 2 条 団員の定数は、2,350 人以内とする。

(任命)

第 3 条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、その他の団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。

- (1) 市内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢 18 歳以上の者
- (3) 志操堅固かつ身体強健な者

(欠格条項)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 第 6 条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 6 月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第 5 条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条各号(第 3 号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第 3 条第 1 号に規定する者でなくなったとき。

(懲戒)

第 6 条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分とし、戒告、停職又は免職をすることができる。

- (1) 消防に関する法令又は条例若しくは規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

2 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

3 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

4 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

(報酬)

第9条 団員の報酬については、奥州市特別職の職員の給与に関する条例(平成18年奥州市条例第44号)の定めるところにより支給する。

(費用弁償)

第10条 団員が、水火災、警戒、訓練等の職務に従事し、又は公務のため旅行したときは、奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例(平成18年奥州市条例第42号)の定めるところにより費用を弁償する。

(公務災害補償)

第11条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、市町村消防団員等公務災害補償条例(平成元年岩手県市町村総合事務組合条例第6号)の定めるところによる。

(退職報償金)

第12条 団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、市町村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成元年岩手県市町村総合事務組合条例第8号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の水沢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年水沢市条例第9号)、江刺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年江刺市条例第30号)、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和52年前沢町条例第11号)、胆沢町消防団条例(昭和41年胆沢町条例第3号)又は衣川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年衣川村条例第20

号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までにした行為に対する分限又は懲戒の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 18 年 12 月 15 日条例第 362 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 17 日条例第 33 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。